

令和5年度 決算審査特別委員会会議録（第3号）

令和6年10月31日（木曜日）
安 平 町 議 会 議 場

1 付託事件

No.	件 名
1	令和6年第7回安平町議会定例会 認定第1号 令和5年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について
2	令和6年第7回安平町議会定例会 認定第2号 令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3	令和6年第7回安平町議会定例会 認定第3号 令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4	令和6年第7回安平町議会定例会 認定第4号 令和5年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5	令和6年第7回安平町議会定例会 認定第5号 令和5年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	令和6年第7回安平町議会定例会 認定第6号 令和5年度安平町水道事業会計決算の認定について

2 出席委員（8名）

職 名	氏 名	職 名	氏 名
委員長	三 浦 恵美子	委 員	鳥 越 真由美
副委員長	箱 崎 英 輔	委 員	内 藤 圭 子
委 員	工 藤 秀 一	委 員	高 山 正 人
委 員	米 川 恵美子	委 員	梅 森 敬 仁

3 欠席委員

委 員	田 村 興 文
-----	---------

4 委員外出席議員

職 名	氏 名
議 長	多 田 政 拓

5 説明のため出席した者の職氏名

(1) 町長事務部局

職名	氏名	職名	氏名
町長	及川 秀一郎	副町長	田中 一省
総務課長	岡 康弘	総務課参事	池田 恵司
政策推進課長	渡邊 匡人	政策推進課参事	山口 崇
税務住民課長	奥田 浩司	税務住民課参事	佐々木 智紀
建設課長	塩谷 慎嗣	建設課参事	伊藤 富美雄
健康福祉課長	阿部 充幸	健康福祉課参事	小板橋 憲仁
水道課長	佐々木 貴之	水道課参事	谷村 英俊
産業振興課長	森池 和哉	総合支所長	村上 純一
会計課長	下出 佳史		

(2) 教育委員会事務部局

職名	氏名	職名	氏名
教育長	井内 聖	教育次長	永桶 憲義
教育委員会参事	佐々木 英生		

(3) 監査委員

職名	氏名	職名	氏名
代表監査委員	小川 誠一	監査委員	小笠原 直治

6 議会事務局出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	木林 一雄	課長補佐	石塚 一哉

会 議 の 顛 末

[開会・開議 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告

○委員長（三浦恵美子君） おはようございます。昨日に引き続き決算審査特別委員会を再開します。

只今の出席委員は8名です。定足数に達していますので直ちに委員会を開きます。

○委員長（三浦恵美子君） 昨日に引き続き一般会計歳出の質疑を行う前に、昨日の高山委員からの質疑で答弁保留になっている決算書89ページ6目公害対策費、空家等対策協議会の流れ、位置づけについての答弁を求めます。

[佐々木税務住民課参事挙手]

○委員長（三浦恵美子君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 答弁保留となっていました空家等対策協議会について答弁させていただきます。まず空家等対策特別協議会の所掌事務としては、空家等対策計画の策定及び変更に関する事。空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関する事。空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立ち入り調査の方針に関する事。特定空家等に対する措置の方針に関する事。その他協議会において必要と認められる事項となっています。この特定空家については、簡単に言いますと倒壊の恐れがある空家で行政代執行に関わるような住宅を言います。そのような特定空家があった場合、協議会で特定空家に該当するか否かの判断、立ち入り調査の方針や措置の方針を協議する場となっています。一方、毎年開催しています空家相談会については、特定空家ではない空家の所有者の対象として処分ですとか売買、固定資産関係などの相談を受ける場として開催しています。したがって、協議会で議論する案件と相談会での空家は別の性質を持つ空家であることをご理解いただければと思います。

○委員長（三浦恵美子君） 高山委員よろしいですか。

○10番（高山正人君） 1個だけいいですか。

○委員長（三浦恵美子君） いいです。

〔高山委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 説明でよくわかりました。全く違う中身であるということ理解はできたのですが、特定空家という判断をしなければならないというこの設定の仕方、要は行政側で特定だという、もうこれ撤去しないとかならないものではないかって判断する基準がどこにあるのかわからなくて、人様のものだから勝手に特定って付けられるのかどうかって僕らはわからないのですが、どういう案件が特定空家に属するのかという規定といったものは、これ委員会が立ち上げて委員会が判断することなのか。当然資料等は提出が求められてそれを協議していただくという話になるのか。この特定空家っていうのが非常にわかりにくい、難しい。誰が判断して特定空家にするかっていうことをもうちょっと、わかれば教えてください。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 特定空家の部分ですが、誰が判断するのかというところですが。昨日も答弁したのですが空家対策措置法第2条第2項で定められているもので先ほど佐々木参事が言ったとおり、まず1つはそのまま放置すれば倒壊と著しく保安上危険の恐れのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全をを図るために放置することが不適切である状態、これらの部分をもって特定空家の認定をしていくという形になります。そこの特定空家の認定は協議会の中で、どの状態になっているのかを話し合われて決めていく形になります。あくまでも措置法の情報に沿って判断していく形になります。抽出はあくまでも、昨日も答弁したのですが公費解体の部分で住居、居住の用に供さない全壊家屋を公費解体の中でやってしまったという例が多々ありましたものですから、現在のところについてはまた調査をしたり、住民の方からこういう状況で誰かいないのかと。ただ、所有者が先ほど高山委員もおっしゃったとおり所有者がいればその所有者にどうなのかという対策を講じてくださいとか通知をしなければならぬと、協議会名でしなければならぬというような形になると思います。

○委員長（三浦恵美子君） よろしいですか。

○10番（高山正人君） はい。

○委員長(三浦恵美子君) それでは一般会計決算書110ページをお開きください。
110、111ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 112、113ページで質疑はありませんか。

[高山委員挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 高山委員。

○10番(高山正人君) 113ページの都市計画総務費の中での都市計画審議会委員というところなのですが、委員さん何名かいらっしゃって会議を開いているから執行している部分見えるのですが、都市計画の審議会というのはどのようにして審議を行っているのかなって。これ非常にプランをいただいて前回見た、お話をいただいた経緯があるのですが、策定するにあたって委員会の中で意見を持ったものをその政策に打ち上げるのか、委員会のプランができたものを審議していただいて合意をいただくのか、この流れは一体どのような度に委員会を招集して確認するのか提案するのか、審議の中身についてもうちちょっと、委員会の中身がわからないので教えてください。

[伊藤建設課参事挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 建設課参事。

○建設課参事(伊藤富美雄君) 審議会の関係ですが、先日全員協議会の方で立地適正化計画と都市マスの方を説明させていただきました。審議会には議員さん方に説明する前に町の方で素案として策定した内容を説明しまして、それに対して意見があった場合にはそれらによって修正あれば修正するし、でなければご理解いただいて議会の方に、この間のような全員協議会の方に提出するという形でありまして、まず審議会については町の方で策定したものを一度審議していただいて、その結果に基づいて次の方に進めていくということです。先ほど委員がおっしゃいましたとおり審議会の方で策定してとかそういうことではなく、あくまでも町の方で素案として策定したものを審議していただいて、その後全員協議会あるいは町民の方に提出していくという流れになっています。

[高山委員挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 高山委員。

○10番(高山正人君) ということは住宅団地の計画とか工業団地の計画という

のはこのプランが中に入りこまない限りはそれ以外のところを開発することもできないということになるので、こういったプランの時にはどこか膨らませるといふ言い方はおかしいけど開発計画を持とうとしている時に先にやっておかないといけないのか、それをやろうとする時に申請する前に審議をかけるのか、その辺が今の、この間のプランを見ただけでは何か変化があるかと言われると非常にないと、この間、僕も言ったとおり先に次のプランこうなんだけどここに置いていいのかなという審議するのかな、それとも全くそうではなくて今の決まりの中でやっている以上はこれ以上できないと、もし、しようとするのであれば新たに申請をして地区を作るといふ形になるのか、そこだけ教えてください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） この間の全員協議会の方でも質問がありまして私の方も回答させていただきましたが、町の方で策定した素案に対して、例えば工業団地がもう無いということで審議会の中でそういう意見があったり何なりした場合には再度協議するような形にもなります。まずは審議会を開くのは必ず決定したことに対しての、町として決定したことに対しての審議ではなくてあくまでも今後こういうことをやっていきます、それに対して町の考え方はこういうことで進めていきますだとか、今回の令和5年度の2回についてはそういう形で審議委員さんには説明させていただいて今回の全員協議会の方に臨んでいますので。高山委員がおっしゃいますように、まずは審議会の方できちんと揉んでいただいとっています。

〔及川町長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 令和5年度の例ではありませんが、私も最初のスタートの段階で委嘱を交付した時にごあいさつさせていただいて終わった後の結果も、まだ会議録ではないですが口頭で報告を受けています。以前、議会でもご意見いただいて学識経験者、これも苫高専の先生だったり千歳科技大の先生にも入っていただいて、その先生方からも含めて専門的な見地からのご意見もいただいています。ただ、今時点での全員協議会でも説明しましたが様々なことが、動きが動いている最中で、網羅できるようなある種限定した積み上げた計画というよりもああいったゾーニングだったり、こういった方向性でやっていくということで様々なことにも対応できるようにはなっているのですが、もし大規模に先ほどおっしゃった新たに工業団地を作るとか画に書いていないところといったことが緊急性を要して何か出てきた場合につ

いては新たにもう一回審議していかなければならないだろうなど、計画の修正変更といった手続きが出てくるのでしょうか、当面の間はあの中で個別の計画を動かしていく中での進め方ができるとは思っていますので、今ご心配のラピダスだったり苫小牧東部のデータセンターだったり、そういった動きの情報はあるのですが、具体的なまだ稼働もしていないパイロットラインも稼働していない。その当該地である千歳、恵庭のそういった動きも始まったばかりですので、今そこを拡張を安平でしていくみたいなことを計画サイドで盛り込むというのは時期的なタイミングとしてはぴったりいかなかったと思っています。

○委員長（三浦恵美子君） 他に112、113ページで質疑はありませんか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 112ページの公有財産購入費ですが、用地購入はどここの場所なのですか、何の目的で購入したのですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 用地に関しては遠浅酪農2号線ということで今事業展開をしているわけですが、その用地を取得したということです。

〔米川委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 広さはどのぐらいなのですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 少しお待ちください。御一方が2165㎡、もう一方が1312㎡、もう一方が1840㎡ぐらいですね、約、ということです。

○委員長（三浦恵美子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 次114、115ページで質疑はありませんか。

〔工藤委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 工藤委員。

○1番（工藤秀一君） 115ページの工事請負費で町内公園整備工事がありますが、この内容について教えてください。

〔塩谷建設課長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 少しお待ちください。柏が丘公園のフェンス補修工事とか雪だるま公園のネットフェンス撤去工事、はだしの広場防球ネット支柱修繕工事、みずばしょう園の木道整備工事となっています。

〔工藤委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 工藤委員。

○1番（工藤秀一君） わかりました。町内のを見た時に鹿公園とかときわ公園とか大きな公園は整備の方随分進んできているなと思うところがありますが、町内の小さな公園ですね、そういったところの遊具であるとかベンチとかトイレとかそういうところが無いところが多くあると思うのですが、そういったところの整備は今後どのように考えているのか伺いたいと思います。移住定住とか今後進んでいく中で公園の整備は非常に子育て世代とかにとっては重要ではないかなと思うのですが、いかがですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 工藤委員おっしゃるとおりでして、我々も小さい公園、その他の公園と呼んでいるのですが、以前にも委員の方から小さい公園に対して水飲み場、水飲みの箇所が無いとかトイレが無いというご質問があったのですが、我々もその辺については理解してまして当然公園ですので今風の公園に変えていきたいと思っています。今、1か所1か所の公園をどうにかしようという考えではなくて、安平町全体の公園の考え方を統一していこうと考えています。手法としてはストック再編整備計画というのがあるのですが、それ都市公園に特化した国の交付金事業なのですが、それらを利用して都市公園以外にも、単費になるかわからないのですが、例えば鹿公園とか追分地区のいろんな公園とか早来地区にもその他の公園がありますので、

そういうのも全部含めてストック計画に取り込んで今後の公園の在り方ですとか足りない遊具ですとか昭和の時代に作ったような古い遊具もありますので、その辺も今風の複合的遊具に変えていくとか、その辺も一応建設課としては今考えているということです。当然その総合計画の中でも子ども子育てという言葉を全面的に出してやっていますのでそこについては変えていきたいと思っていますけども、当然その計画の策定年度についても今すぐ策定は難しいので町の財政的な部分も当然ありますので、段階的にその辺を進めていきたいと考えているところです。

[工藤委員挙手]

○委員長（三浦恵美子君） 工藤委員。

○1番（工藤秀一君） 周辺を見てもインクルーシブ公園とかいろいろ遊びやすい状況になってきて遊具も遊びやすい状況になってきているのかなと思いますので、どうか計画の方を進めていっていただければと思いますのでお願いします。

○委員長（三浦恵美子君） 他に質疑はありませんか。

[米川委員挙手]

○委員長（三浦恵美子君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 今のところですが、この町内公園整備工事の中にみずばしょう公園の木道整備とおっしゃいましたね。これいつ頃どのように整備したのですか。

[塩谷建設課長挙手]

○委員長（三浦恵美子君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 今年事故があったということで、みずばしょう公園の3つあるうちの真ん中の木道で事故が発生したというご報告をして予算の関係とか補正をさせていただいたのですが、令和5年度においてその真ん中ではなく両端の2橋について、かなり老朽化していましたので新しくさせていただいたという工事になっています。1橋あたり200万ちょっとぐらいなのですが、それをやったということです。なので1番目と3番目の橋については新品の状態になっています。真ん中の橋がその両端よりも若干新しかったので後年度整備する予定にはしていたのですが、事故が起きてしまったということです。

[米川委員挙手]

- 委員長（三浦恵美子君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） わかりました。場所はわかったのですが、それは何月でしたか。

[塩谷建設課長挙手]

- 委員長（三浦恵美子君） 建設課長。
- 建設課長（塩谷慎嗣君） 少しお待ちください。6月5日から9月28日の工期で行っています。

[米川委員挙手]

- 委員長（三浦恵美子君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） その後4月に事故があったのだから。冬の間は当然木道を使わないわけですから。ということはその時の修理の必要性というのは当然目視していると思うのですがそれは感じなかったということで、それでこの時は端の方の1と3の橋の直しだけという判断だったということでしょうか。

[塩谷建設課長挙手]

- 委員長（三浦恵美子君） 建設課長。
- 建設課長（塩谷慎嗣君） 3橋とも老朽化はあったのですが、設置年度の違いの部分とあと一応点検をしながらずっとやってきたのですよね。今回令和5年度に1番目と3番目の橋を替えたと言いますが、その間も老朽化が進んでいたのですが、修繕をしながらずっと使っていたということで1番目と3番目についてはその事故は今まで起きていなかったのですが、真ん中の部分についても同様に修繕をかけてきて今回春に点検した時には何ともなかったと認識してまして、その当時、事故が起きた時に我々もそこ点検して歩いて大丈夫だと踏んでいたのですが結局事故が起きてしまったということです。

- 委員長（三浦恵美子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（三浦恵美子君） 116、117ページで質疑はありませんか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 116ページが一番上の遊具日常点検講習会負担金の1万3000円。ということはこれ常に誰か講習を受けて遊具の点検ができるように負担されているわけで、誰かそういうことをできる人がいらっしゃるということなのか。ただそういう点検をする講習会をするのに負担金、全道各地から出してくれとただ言っているだけでその負担金なのか、そこを教えてください。

〔塩谷建設課長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） これについてはまさしく遊具を点検するための講習会ということで毎年職員を我々の担当職員を交代交代で送り出して講習を受けさせている。これ遊具なのですが例えば公園にある子どもの遊ぶ本当の遊具の部分の点検の仕方の勉強会みたいな形にはなるのですが、例えば劣化の判定の仕方とかリスク回避の部分についての勉強とか、これが毎年少しずつ考え方が変わってくる部分もありますので、そこは継続して担当職員の方にその辺勉強させながら遊具の点検をしていく。一応遊具の点検、実際には職員が見てはいるのですが、実際には委託業務として業者に発注して専門家の方に見てもらいながら、そこを町の職員も点検結果を見ながらその点検が正しいかどうかを確認していく形にはしています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 要は点検の仕方を教えてもらう講習会があるという。資格があるわけでも何でもない。ただ、そういう見方を教えていただける講習会を開いている。その公園の管理は業務委託で他所に外注に出していると。それらを見た関係で見てきた関係で連絡を受けてこっち側の担当課がそれをもう1回確認するというやり方をしているということですよ。その手間のかけかたが非常にどうなのかなと。わざわざここで委託をかけてやっていただいて更にもう1回確認していますよと言っていますが、非常に担当課が私の近くの公園でなかなか見る気配がない。通り過ぎていくのは良く見えますけど、現実には遊具の点検をされているような今やっていますよの振りはちょっと見たことがないのですが、そういったことは本当にやっていますよのかどうか再度確認します。

〔塩谷建設課長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 遊具の点検については、業者にまず委託してそこを点検して例えば老朽化が激しいところについては部品交換をするなりをしている。この講習会になぜわざわざ担当者を行かせるかというのは、要は知識が無いとその業者が正しくやったかどうかの判断もできないわけですし、当然どこまで点検をさせるかとか修繕をさせるか、その判断も担当者の考え方になってしまうのですが、当然何も知識が無い中で業者にお願いしますというのもこれ全然意味のないこととして、そこはきちんと講習を受けた形で業者に指示するという形にしているということです。

〔高山委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） わかりました。当然そのような知識は無いと結論的にはよろしくないというのは重々わかっています。ただ、私も町内会の役員をやっているものですから、いろんな管理というか見ておかなければならない部分があるのですが、この点検の仕方が非常にどうなのかなって。確かに変えていただいている部品を変えているという様子もたまに見受けられることもあるのですが現実的には錆びたまま、ただこの状態で点検しましたよと言われてもいつまで経っても錆びたまま使いにくい公園の遊具が古いけれども残っている状態なのかなって。当然次のことを考えていただくので我慢すれば次は新しくなりますよという形でいくのであればそれはそれで我慢しろということであらうということとは言えるのですが、ただ子どもが遊ぶとしたら綺麗な方がいいし、すぐ成長していくのでその過程が終わってしまえば公園ってそんなに使わなくなってしまうのだけど、結果的にその子たちが使える遊具がいっぱいある所に出かけていかないと、近くにある小さな公園だとどうしても遊具が少ない、なかなか古くて遊んでもくれないという状態がずっと続いているかと思うのですが。集約的に本当に子どもにやさしいまちづくりを考えているなら、これは早急に町のイメージ作戦としても実情としても必要なことですから点検業務も大事ですが早いスパンで変えられるような政策を打っていただくようお願いだけしておきます。

○委員長（三浦恵美子君） 答弁はよろしいですか。

○10番（高山正人君） はい。

○委員長（三浦恵美子君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) なければ118、119ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 120、121ページで質疑はありませんか。

[米川委員挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 米川委員。

○2番(米川恵美子君) 120ページの寄付金のところで能登半島地震見舞金を出していますけど、これはいいのですが窓口一般市民の募金箱が置いてあったと思うのですが、それについてはどのような取扱いをしたのか伺います。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事(小坂橋憲仁君) 寄付金、見舞金の関係でご質問いただいたわけですが、こちらについては両庁舎に募金箱を設置させていただいてまして、金額までは押さえていなかったのですが都度募金集まった段階で1週間から2週間ぐらいを目途に、その都度日本赤十字社を通して寄付させていただいている状況です。

[米川委員挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 米川委員。

○2番(米川恵美子君) それで、どれほど集まって赤十字に寄付を出したのか。私自身も寄付をしておりますので中身が気になっています。

[及川町長挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 町長。

○町長(及川秀一郎君) 小坂橋参事が答弁したとおり、社協の事業として両庁舎において社協がそれ以外の多分置いていらっしゃると思うのです。社協だよりの中で多分そういったものについては金額をこういうふうになりましたというふうに社協の方で周知していただいていると思っています。

[米川委員挙手]

- 2番（米川恵美子君） すみません。
- 委員長（三浦恵美子君） 失礼します。決算の審議の範囲内で質疑を留めていただくようお願いいたします。よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。

〔内藤委員挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 内藤委員。
- 9番（内藤圭子君） 教育委員会費の中で、いじめ防止対策委員がゼロということは今回はいなかったということによろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 継続案件がありまして、その方等への対応としてこの予算計上させていただいたのですが、その方との連絡が全くつかない状態になりまして実質支給なしという結論になっています。なので継続案件としては残っています。

〔内藤委員挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 内藤委員。
- 9番（内藤圭子君） 私6年のところが、このところわからなかったのですが、では継続ということは今年度も継続されているということによろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 昨年同様、年度初めにアクションがこちらに来るのですが、本年もこういった形で計上させていただいているのですが、今のところまたやり取りができない状態になっていますので、そういった状況です。

〔内藤委員挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 内藤委員。
- 9番（内藤圭子君） 今その係の方が、今存在していないと受け取ったのですが、必要な役割だと思うのですが、どなたか別な係の方は充てられているのか伺います。

[永桶教育次長挙手]

- 委員長（三浦恵美子君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） この委員さん自体が私たちの町の体制全てを使って対応している、そこの対応を拒否しまして、次に弁護士等のいじめ委員を採用させていただいたのですが、その方との折衝も拒否しているところがありまして、対応のしようがない状態になっています。
- 教育次長（永桶憲義君） はい。

[永桶教育次長挙手]

- 委員長（三浦恵美子君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） いじめ自体の案件においては当初でその対応も終わったのですが、終わったという表現はあれかもしれないですが、その後保護者からの要求が違う点で進んでいまして、その件に対してのやり取りができていないということです。お子さん自体は通常に普通に通学している状態です。

- 委員長（三浦恵美子君） 他に質疑はありませんか。

[内藤委員挙手]

- 委員長（三浦恵美子君） 内藤委員。
- 9番（内藤圭子君） その下の方に教育長の交際費ということで計上されているのですが、先般も交際費を公表するということが話が進んでいた、こちらの公表はどうなるのか伺います。
- 委員長（三浦恵美子君） 教育長に関する交際費について公表するかということだったのですけど。

[及川町長挙手]

- 委員長（三浦恵美子君） 町長。
- 町長（及川秀一郎君） この決算の質問ではないとは思いますが、私に対する質疑が臨時議会の際にあって、それについては今のところ1月には公表するということが昨日一昨日庁内会議もあって、そこでもそういう方針でいきますと。その際に教育長の交際費まで議論はされていなかった、基本的には少額だったり特に公表しないという理由は無いので委員会の中で検討していただいて、できれば町長交際費の公表に合わせて公表できるような形で

進められればよいなど、今ご質問を受けての答弁になります。よろしくお願
いします。

〔井内教育長挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 教育長。
- 教育長（井内聖君） 公表いたします。

○委員長（三浦恵美子君） 他に質疑はありませんか。

〔米川委員挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） 121ページの需用費の中の食糧費って、これは何ですか。
食糧費って馴染まない言葉で支出されていますけど、誰がどういう理由でこ
の食糧費を使ったのかお聞きします。

〔永桶教育次長挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） こちら通常あまり支出はないのですが、お客様用のお茶代等の計上で、毎年若干の支出がある程度です。

○委員長（三浦恵美子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 次122、123ページで質疑はありませんか。

〔高山委員挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 高山委員。
- 10番（高山正人君） まずは122ページの修繕料の454万5629円、これはこの中
の200万弱の早来学園の修繕といったことは、
- 委員長（三浦恵美子君） あ、すみません。高山委員、122ページ3目義務教育
振興費の10節需用費のところの修繕料445万でよろしいですか。
- 10番（高山正人君） はい。
- 委員長（三浦恵美子君） そこですね。はい。
- 10番（高山正人君） この中身に学園の修繕料が含まれているかと思うので

すが、修繕工事した、これ議論させていただいた分で結果的に状態的にはどのような改善になったか。これでもう起きない状態になっているのかということと、点検をあれ以降どれぐらい定期的にされて確認しているのかを確認させてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今ご質問された修繕料においては、その金額の中に200万ほど入ってしまっていて、実際施工したことによりましてその後は状況としては出ていません。また、本年度の夏も同じようなことが起き得ないかということもあって、起きた状況の温度と湿度の関係性もあったものですから当然今年は昨年よりエアコンでの除湿を事前からしているといったことも対策として行いながら夏休み中も一応、仮に起こっても問題が無いようにという形ではないですが備品等も一旦どけておいて様子を見たのですが、今年度においては定期的に見た中では状況は起こっていませんでした。そういった形で学校ともその辺は改善されたと認識しています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 改善されたのであれば十分。ただ、点検等については十分やっていかないと、地下埋設というか基礎の部分に張り出されているいろんな機材等の点検をしていかなければいけないものですから、あそこを十分点検していかないといけない部分は長寿命の関係上新しいから大丈夫ということではなくやっていただければと思いますので。この問題は解決したということと理解しました。続いて言っているのですか。

○委員長（三浦恵美子君） よろしいです。

○10番（高山正人君） 続きまして次の123ページの負担金、補助及び交付金の、これも私予算の時にもお伺いした経緯がある早来学園開校記念式典の交付金149万4169円、この中身の中でどうしてこんなにかかるのかということも聞きましたし、これ私も8月26日の式典にも参加させていただいていたわけですが、多くの国会議員の皆さん、道会議員、市議会議員の皆さんといったようななかなか私たちにも日頃会うことのできない方までもうちの式典に出席をいただいた。また、有名な大学の学長さんもおいでになられたと。私どもにとってどれほど関係があったのかということについては非常に理解がしにくいなという自分の理解でありまして、ここについての支出の中でお車代等があるのではないかとお聞きします。もしそういうものがあるのであれば、金額的にどれぐらいの支出をされているのか確認させてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今お話のあった国会議員や道議会議員といった役職の方のお車代というようなものは一切支出していません。来賓として呼んだ方に対しては、一部これ業者になるのですが設計関係の方には支出した経過がありますが今委員の質問の内容の部分では支出はありません。

〔高山委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） わかりました。議員の先生方の分については支出等はないことはわかりました。ただ、設計者に対してその部分を負担をしたということですから、そこにかかったお金の金額的なものを教えていただきたいのと、そこに支出しなければならない、うちの方が払わなければならないという設定の仕方は一体なんなのか教えてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今回学校を建設するにあたって東京の業者になるのですが、そちらの方々にも参加をしていただいている経過がありました。これが災害復興の絡みもあって短期間に行う絡みで業者へ対しての委託事業にはなるのですが、かなり金額に見合わない部分も含めて協力していただいて、工夫とそういった形で学校ができたところがあります。今回その辺の部分でIEさんとチームラボさんというところで、当初入ってきた段階から災害支援というところもありますし、この実行委員会形式で行われた記念式典なのですが、そもそもこれを行うにあたってどのような方を招集するかも学校の保護者、コミスクの方々と話しまして、いかに子どもたちに本来はこうといった開校式典というものを行うかということ論議して進めたのですが、全員を集めるということが叶わないということなので、こういった方々の招致を含めてその他、例えば子どもたちへの記念品をすとか、あとは作詞作曲をしていただいた方々も道外の方だったものですから、そういった方々にこの後に行っていただくような町民歓迎のコンサートも含めてお願いした部分がありましたので、そういった方へ当初予定していた金額より多めの支出にはなりましたが55万ほどの支出を計9名の方に、あくまでもこちらの旅費と宿泊代を実費分だけをお支払いさせていただいた経過になっています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） ちょっとなかなか飲み込めないという正直な話。式典のチームを作って皆さんで協議した上でその支出をしたということなのですが、設計とか言われてじゃあなんで、たくさん費用対以上にいろんなことをしてくれたという表現をされましたけれどもそれは正直なところ伝わるところは見えてきていません、数字がどうなのかわからないので。ただ、それは行政側が思っている部分のやり方でそうなったのか、僕らにすると参加者としては、どうしてそのような支出をされるまでその関係者にそういう設定をしてお支払いをしたというか旅費を出さなければいけなかったかということが非常に馴染まない。逆に言うところの式典に対しての精算された会計帳簿的なものは当然開示をしていただいてこういう方に使いましたよとならなければ、正直なところ式典のやり方は僕らは文句を言う筋合いはないかもしれないけど、使うといったルールの中では予算の時の説明より若干ずれているのではないかなと思って私は思っているのですがいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 永桶次長が答弁した背景ですね、自分も高山議員と一緒に出席しましたけれども、あの日、国会議員の先生たちにも来ていただいたり、今辞められた神戸道議も当時大変お世話になって来ていただいて会場の案内も我々もさせていただいたり、そこに業者も来ていただいて様々なことの説明もしていただいたと私は認識していますので。ただ感謝状を伝達するので来てください、その旅費は見ましたというよりもそういった役割もあったのだなと思っていますし、またコンサートのあの会場で校歌を演奏していただいた方については時間をずらしてもう1回やっていただいたということもありますので、それも本来負担するのであれば何十万も払わなければならない方々のコンサートも実際実費で来ていただいているところをご理解いただけるのではないかなと思っています。そういった疑義だったり、そういったところも含めて結果の数字も多額だから公表してくださいよという意見であると捉えましたので、そこら辺どういう形で今こうしてきたかわかりませんが、そこは検討させていただきたいと思います。

○委員長（三浦恵美子君） 具体的に誰にいくら出したかという資料は後で出せるのでしょうか。先ほどそのような質疑があったのですが。

〔永桶教育次長挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 教育次長。
○教育次長（永桶憲義君） はい。先ほどのお話をした人、今ここで読み上げても全然問題の無い範囲ですが、9名の方はIEさんの方2名とチームラボさんの設計に携わって、
○町長（及川秀一郎君） 公表できる範囲で。
○教育次長（永桶憲義君） できますので。
○10番（高山正人君） あとで出して。
○町長（及川秀一郎君） あとで出していい。短くていいですよ。
○教育次長（永桶憲義君） はい。それでできます。
○委員長（三浦恵美子君） よろしいですね。

- 委員長（三浦恵美子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（三浦恵美子君） なければ124、125ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（三浦恵美子君） 次126、

〔米川委員挙手〕

- 2番（米川恵美子君） 遅くなってすみません。
○委員長（三浦恵美子君） あ、米川委員。
○2番（米川恵美子君） 125ページ一番下の教育魅力化推進業務委託料ですが、教育魅力推進化業務ってどういう内容なのですか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 教育次長。
○教育次長（永桶憲義君） こちらは皆さんにあびら教育プランって大きな言い方をすれば一番通じるところかなと思っておりますが、そちらの委託系の業務となっています。もともとは地域おこし協力隊3名で始めた業務を今充実させて実施している内容のものです。これまで行っていたものに対して昨年度から更に教育課程支援事業という学校の事業にも反映できるような事業を取り入れたりしながら日々アップデートをした上で事業を行っている形なので、若干金額は地域おこし協力隊1名が卒業したこともありますので、そういったところを継続して実施している内容のものとなっています。

[米川委員挙手]

- 委員長（三浦恵美子君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） この分委託して成果は上がっているのでしょうか。

[永桶教育次長挙手]

- 委員長（三浦恵美子君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） もともと社会教育事業系のものとして遊ぶ、学ぶ、挑戦するという形で進めてきたのですが。ここら辺の参加率も含めてかなり良くなってきているところがありながら、そのノウハウを本来学校の事業に対して、総合的な学習の時間というのですが、そちらに社会教育事業と学校教育事業の重複も避ける形も含めて子どもたちへそういった教育を幅広く充実させるということを目的として行っていますので、特に学校の先生方が授業として展開する内容の充実が図れてきているので、かなりコアで子どもたちに還元できる体制になってきているのかなと思っています。

- 委員長（三浦恵美子君） 他に質疑はありませんか。

[高山委員挙手]

- 委員長（三浦恵美子君） 高山委員。
- 10番（高山正人君） 同じところで聞かせていただきたいのですが、決算資料の中で教育魅力化推進事業という項目が非常に多く記載されていて、今ここに上がっているのは2200なにがしという金額なのですが、その他にもまだ多額の金額を振り分けて入れられているのですが。この決算資料の中での魅力化推進事業の説明を、もしここでしていただけるのであれば同じ名前になっていますのでお伺いしたいと思います。
- 委員長（三浦恵美子君） 答弁できれば。資料は19ページですかね。

[永桶教育次長挙手]

- 委員長（三浦恵美子君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） まず一番上が、もともと地域おこし協力隊で立ち上げたあびら教育プランというお話をさせていただいたのですが、当初は3名で行っていたものが昨年度は2名となっています。その経費として計上させていただきます。
- 次の地域プロジェクトマネージャーというのはご存知のとおり前プロジェ

クトマネージャーが現在の教育長でありますので、それが1年間支出した金額となっています。

その次の部活動指導員導入というのは今地域移行を進めている部活動の關係の指導者を外部から呼び寄せて行っているもので、これは道の予算も入って実施しています。

先ほどの教育プランの中身、これは地域推進事業ですか、そちらの方の予算も使いながら先ほどご説明した内容のものとなっています。

次のこの教育魅力化推進事業、この名称が若干わかりにくかったのですが、こちらは早来学園のコンセプトブックパンフレットを作った時の制作費として作らせていただきました。これは単に印刷物を作ったのではなく、取材を行ってこれまでの学校建設の経過だとか、当然この学校はきちんとした考え方に基づいて作り上げたということの後世に伝える、特に先生方にきちんとした教育を進めていただけるような内容のものをまとめたコンセプトブックにしています。こちらもちづくりの繰入金を使って、利用させていただいていますが、皆様方の開校式典の時にお配りしたことや今現在視察の時にこれを販売していくらかずつでも収入が上がっているような内容で今使わせていただいているところです。

〔高山委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） たくさんメニューがあって項目が1つなので非常にややこしい。今説明を受けました。今一番成果が上がっているかどうかの確認をさせていただきたいのは中学校の部活動の指導員の導入ですよね。委託料の300万なにがし若干数。これが今どのように委託をして何名の方をお願いしてこの数字になったのかについてもう一度伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） ちょっと説明が足りなかったというか、これ部活動指導員の導入という形でこれまでもずっと継続していたのですが、昨年度から国の事業を使って完全に移行を目指す取り組みとして進めています。それでこれ昨年度から進めた内容なのですが、成果という話をさせていただくと5年度中にほぼ安平町内のスポーツ団体は地域移行が進みました。今年に入って行われたのがテニス部だけなので、ほぼほぼ昨年のうちに運動系、スポーツ系に関しては移行が進んだということなので、そういった取り組みを行うためも含めた委託料として国から補助金を貰って進めています。これを行うにあたっては町の方で、町と一緒にやっているということもあるので後援

会とかも別予算で実施をしたり、そういったものも全体的な取り組みとしてこの補助金がいただけるという内容になっていますので、想定からするとかなりスピードが早い実績が出ているのかなと思っています。むしろ今年から来年にかけて課題となっている文化部の移行だけは険しさがあるのですが、それもどうにか来年度中に移行が完了するという形の中で現在進めさせていただいています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 中身の説明はよくわかったのですが、僕が聞きたかったこととはちょっと違ってまして、この指導員というのはどれだけの人数の方がここに配置されているかと。だからいろんなスポーツの種類の中は皆こっちに入っていたいただきましたよという説明はわかりました。ただ、問題は指導員ってどれぐらいの方がこの中に入られているのかを確認したかったのです。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 指導員という形から言うと早来が7部活、追分が5部活あって現在移行された、残っているのが2部活が文化系で残っていますので、追分と一緒にいるので結論から言うと指導者自体はこの事業に関して言うと4名、5名が残るということですか。ただ、アビーさん自体は各活動に対して指導者が2人ずつ確保して行うという考え方を行っていますので、それはアビースポーツクラブさん側で確実に2人ずつの体制を組む考え方で行っていますので、その指導者はというと他のスポーツ活動も含めた活動として今お願いしているので、今現在、部活を外すと相当な数の方がいるのかなとは思っているのですが、あくまでも部活の地域移行に考えると部活に対しての一指導者というのは最低設定させていただいて移行が終わっている考え方になるのかなと思っています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） ちょっと何か、よくわからないです、ますますわからなくなってきたのですが。逆に言うとアビーさんに振ったよと。残りは全部そっちで取りまとめをしてくださいよと。だから何名かよくわからないし、預けた以上そっちでやってくださいということになっているからこの金額の中

で運営していった指導者をその中に取り入れてくださいねという流れになっているのか、この辺がよくわからないのですよ。要はアビーさんに委託料として全部を支払っちゃったから、その中のいろんな部分はまだうまくいっているけれども何人が指導者なのかと言われるとそれはわからない、はっきり言いきれないということなのかなと私は感じたのだけでも、そんな受け取り方でいいのかなどうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 部活動の地域移行を目的とした事業であるので、あくまでも指導者の頭数と言えばその活動の例えば野球部、テニス部、バレー部という形で指導者は最低1人となります。これを地域移行にすると言った時には当然今まで先生方が担っていたような事務系の間人も必要なわけですから事務局の人の人数も必要になってきます。当然今度は追分と早来を来する場合にはバスの運行等で足の確保が必要となります、というような地域移行にかかる経費全体の部分を、これは人だけの補助というのではなくて移行した時にそのNPO法人なりがきちんと自立していけるようにという形で何に対して費用が必要かに対しての補助金が出ているわけなので、それには指導者講習の経費とかそういったものも全部この金額に入って進めたい事業なので、今委員がお話されたような指導員の数だけでいうとその部活の数に必ず1人以上いるという、全部丸投げというわけではなくて。ご質問が多分ネーミングも指導員導入事業となってしまうので、指導員だけの人件費だけではなくて今お話したように移行した時にそこがきちんと活動できるというところを、体力を付けていただくために3年間、国の事業なのですが道を経由して入っているの道支出金になっているのですが、そういった形で進めている内容なので、その辺のお答えが食い違っているようで申し訳ありません。

〔高山委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） もう1回聞いていいですか。

○委員長（三浦恵美子君） はい。

○10番（高山正人君） 何となくようやくわかりました。この項目の書き方は非常にわかりにくい。また3年間この数字的には続けられるのだろうと。それで移行していったスピーディに動くようにしたいという流れになるということとは理解はできました。ただ、項目の書き方としては非常に理解しにくいと思いましたので、書くのであればもうちょっとわかりやすい項目にしてくだ

さい。以上です。

○委員長（三浦恵美子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 次126、127ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 128、129ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 130、131ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 132、133ページで質疑はありませんか。

[米川委員挙手]

○委員長（三浦恵美子君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 133ページの義務教育学校費の不用額が相当額になって
いますけど、これどうしてこういう結果になったのでしょうか。

[永桶教育次長挙手]

○委員長（三浦恵美子君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 全体額で見ていただくとかなり大きな金額になって
いまして、各科目の例えば流動的なものが積み上がって大きな金額になって
いるのですが、一番大きな要因が償還金利子及び割引料。これ途中で昨年補
正で対応させていただいたのですが、早来学園建設にあたって一部早来小学
校の部分の補助金が既存の建物が残っているという中でちょっと補助金を多
く支給し過ぎたということで、当初道の方のお話からかなり1500万近くの金
額の返還が必要だというお話を得て、一番金額的に算定した1800万を計上さ
せていただいたのですが、結果精査したところ、この支出済額の1252万3000
円の金額で問題ないということで落ちましたので、ここの631万8000円が一番
大きな不用額の要因かなと思っています。これも年度末ぎりぎりまで、最後

の専決で確かに落とせたというようなことは多少あったかなと思っていますが、ぎりぎりまでかかってしまったものですからこの辺不用額として大きくなってしまったことはお詫びします。

〔米川委員挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） そうしますと資料の中の19ページにあります償還金1262万3000円って、この中に該当する数字ということですね。

〔永桶教育次長挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） それです、そのとおりです。

〔米川委員挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） そうしますと、その下のこの学校管理費の不用額についてはどういう意味なのでしょう。

〔永桶教育次長挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 同じです、小計の内数というか何とお話したらいいでしょうか。積み上げた小計の義務教育学校費ですと振興費も含んで、
- 町長（及川秀一郎君） 4校が1校になったからちょっと大きくなった。小学校費、中学校費で分散していたやつが義務教育で1つになったから。
- 教育次長（永桶憲義君） そういうこと、今単純にこの計の話をされているのではないかなと。今、単純に計の話だと思うので4校の部分の計は1目と2目の計も入った上での1000万です。先ほどの600万と入っているのは、そのうちの1目だけの計が970万なので説明の内容としては同じになるのかなと思います。
- 委員長（三浦恵美子君） では、ここで10分程度休憩を取らせていただいてよろしいですか。よろしくをお願いします。

（暫時休憩）

○委員長（三浦恵美子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。質疑の続き132、133ページで他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 次134、135ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 136、137ページで質疑はありませんか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 137ページの下の方の国際交流事業補助金って、これは誰がどこに行ったのか、目的と成果を伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 国際交流会事業補助金のご質問かと思いますが、国際交流会という団体がありましてそこに対する事業補助です。令和5年度の実績としては、会の方で台湾の方に視察等行かれていますので、それらの事業に対する補助となっています。

〔米川委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 誰が行ったのか目的と成果をどうなっているのかと伺いしていましたが、お返事いただいていません。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 個人名は控えさせていただきますが、国際交流会の方3名で行かれています。こちらの方はそこで行かれまして更に現地において交流を深められまして今後の交流の在り方について検討されてい

ますので、単年度の成果では今後の交流の促進のために成果は出されていると考えています。

○委員長（三浦恵美子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 次138、139ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 140、141ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 142、143ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 144、145ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 146、147ページで質疑はありませんか。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） 147ページの下の方、スキー場管理経費。町側というか委員会側もいろいろ考えているとは思いますが毎年大体3000万から4000万ぐらいの経費がかかっています。ただ気候の温暖化とかで不安定な、毎年続いているのがあって多分今年は2週間、本当に1か月とかもできなかったのではないかなと思っています。ただ、そのために待機する働く方々もいたり、子どもたちも父母の方からもどうなのでしょうと毎年問い合わせが私の方にも来ます。昨日リフトの話もどこかでされていたと思うのですが、全体が更新が必要に迫られている中で、この全体の予算というよりは考え方、また来年同じ経費をかけていくのかどうかも含めてこの予算は重たいのではないかなと思うのですが、まずその辺の考え方を教えてください。

〔佐々木教育委員会参事举手〕

○委員長（三浦恵美子君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） スキー場の運営に関してのご質問かと思いますが、先ほど委員からお話があったように令和5年度については1月22日にオープンしてクローズが2月22日、営業日が21日ということになりました。過去5年を見ても概ね冬休み明けぐらい、1月20日以降にオープンとなりまして、おりかなり利用者の方には、理想としては条例でも定めていますが12月下旬オープンして年末年始たくさんのお客さん、冬休みお迎えしまして、冬休み以降子どもたちの学習に使っていただきたい思いで営業を続けていたのですが、委員からお話があったとおり温暖化の影響というのはかなり大きく、長期的に北海道を考えると降雪は増えるけど積雪は減るだろうという予報というお話もある中での営業となっています。近年、雨も降ることもありまして思うような営業日数を開設できないという中でのこのような経費ですが、教育委員会としてはこれも委員からお話あったように耐用年数、更新時期は過ぎていきます。保守点検の中で状態はいいというご意見はいただいているのですが更新時期が過ぎていくということ、ここの更新の仕方にもよるのですが概ね3億程度かかると言われていること。また、ここの温暖化の中に更に営業日数を伸ばしていくことになれば人工降雪機という方法もありますが、これも新たに設置することになれば数億円とも言われています。そのような中で営業日数が少ない経費もどんどん膨らんでいくところですが、教育委員会としてはこの更新というはなかなか気候、価格的にもかなり厳しいものですが、まだ機械の方は何とか設備的には計画的な部品等の更新等しながら何とか営業できる状況ではありますので、営業期間が短くなってきているということはここ5年同じですが、この機械の状況、気候をもうちょっと見極めながら今後について検討していきたいと考えています。

〔及川町長举手〕

○委員長（三浦恵美子君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 以前からそういったお話をいただいていたりと、利用者が減ってきている。ただ、他のスキー場が逆に閉鎖してきたり廃業している影響で一定程度の利用があるということです。町政懇談会の中でも逆に利活用の部分で前向きなご提言もあったわけです。学校事業の中では今年度いっぱい。スキー授業としての取扱いとしては今年度いっぱい終了するというところで、子どもたちのそれ以外の夜間だったり平日の利用はありますが、授業としての利用も無くなっていくということになりますと、先ほど申し上げた3億を超える事業費をかけて新しいリフトの更新は難しいだろうと。人工降雪機含めて遠軽の夏場のスキー場の視察も私も行きましたし委員会担当も

個別に行きました。そこ行っても相当な経費と水の問題も出てきますのでなかなかハードルが高いと思っています。今、行政改革2022の中でも項目に上がってきていますので、そう遠くない時期に最終的な判断をしていかなければならない施設だと思っていますが、ただ、今様々な外資系の、例えばニセコだったりいろいろなところでリゾートで資本力があるところが何か地域に入って協力していただく動きも当然あるわけですので、そういったことも見極めながらになるかと思いますが、町営で町費を町立のスキー場というのはなかなか難しい状況ではあります。ただ、今パークゴルフ場と一体的な管理という形になっていますので、そういった意味での運営化については適切に上手くいっていると承知していますし、同じ状況がパークゴルフ場にも言えて他の地域ではパークゴルフ場が無くなってきているといったことで利用者が増えてきている状況が出ていますが、抜本的な解決策にはなっていないのかなと思っています。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） 先ほど町長もおっしゃられたと思うのですが、町外の公設のスキー場がどんどん減って無くなっていることもあって千歳高校とか自衛隊とかもうちの町に対するスキー場を利用するきちんとした需要もあるのだなと思っています。今回の授業が急に無くなったという連絡ですね、追小の。それも父母も衝撃を受けていました。ただ、親としてはスキーを新しく買うということがなくなって、残念なのはレンタルもあるので、そこが今年ぐらいはできたらよかったかなと思います。追分という地域性もあるので、その冬の体育の在り方もきちんと補完していただければなとは思いました。なので保護者への連絡も含めて丁寧にスキー場は今年止めるわけではないので続けるとは思いますが、今後の在り方はきちんと丁寧にやってほしいなと思っています。答弁はいいです。

○委員長（三浦恵美子君） 他に146、147ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 次148、149ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 150、151ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 152、153ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 154ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑に入ります。
8ページをお開きください。8、9ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 10、11ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 12、13ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 14、15ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 16、17ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 18、19ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 20、21ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（三浦恵美子君） 22、23ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 24、25ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 26、27ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 28、29ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 30、31ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 32、33ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 34、35ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 36、37ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） なければ以上で歳入の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔箱崎委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 箱崎委員。

○8番（箱崎英輔君） 地域おこし協力隊ということでお聞きしたいと思います。

各課にそれぞれ地域おこし協力隊が配置されているわけですが、特に地域おこし協力隊インターンについて、この決算の中ではインターンという言葉は出てこないのですがこの辺の流れとして伺いたいのですが、いかがですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 地域おこし協力隊インターンについてのご質問でした。決算上の動きとしてはまちづくり推進事業費の中であびら移住暮らし推進協議会交付金を交付しています。この交付金の中での取り組みという形にお金の流れの部分ではなっています。インターン生の受け入れ実績の観点から申しますと、令和5年実績については11名のインターン生を受け入れています。活動日数は178日となっています。こちらの財源については総務省の地域おこし協力隊制度の中でインターン生1人あたりに対して1日1万2000円を交付するという制度設計になっていまして、財源の全ては総務省の制度を活用する形で実施している状況となっています。

〔箱崎委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 箱崎委員。

○8番（箱崎英輔君） わかりました。令和5年度は11名178日ということなのですが令和6年度はまだ多くなってくると思うのですが、このインターンについて、今年度特に報告会を開いて非常に安平町のアピール、安平町のいいところ、課題とかを報告してくださっています。また、これらをやることによって彼ら彼女たちが戻って非常に安平町についてアピールしていただけたと思うのですが、その辺令和6年度以降どのようなお考えなのか伺いたいと思います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 地域おこし協力隊の活動ですが、令和4年度から実施が始まっています。令和4年度については1年目ということもあったのですが8名のインターン生を受け入れて201日の活動があったと。令和5年度は先ほどご説明したとおり11名の178日。現在令和6年度についても5名の協力隊員を受け入れ予定となっていまして、大変地域に根付いた活動に少しずつつながってきているなという実感があります。主にインターン生の目的としては、協力隊員として短い期間で活動することの具体的なイメージを持ってもらうために長期的な関係人口としての関係性づくりといったことも一つ目

的として受け入れをしている状況となっています。特に活動の部分で言いますと地域おこし協力隊のインターンという一つ手前の活動ですので、現在地域おこし協力隊を受け入れている活動だったり既に町内で実施している活動と連動するような形でのインターン生の受け入れになっていまして現在受け入れている内容はあびら教育プラン、こちらへの活動にインターン生として関わっていただく状況となっています。関係人口という位置づけもインターン生に入っていただく前段から大きな目的として位置づけているところもありますので、まず報告会等で地域の方々に活動を振り返ったものを報告しながらと。活動が終わった後もあびら教育プランは引き続きやっていますので令和5年にインターン生で参加した方が令和6年度も、そこは自主的と言えればいいでしょうか町民同士の関係性を持って自主的に活動に来ていただいているような場面も見ていますので、こうした活動を地道に展開することが町にとって有益になるものと考えています。

○委員長（三浦恵美子君） 他に質疑はありませんか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） LED照明の設備のリース料が各施設相当量の金額が計上されていましたが、これは前にも聞いていますが一度リース契約を結んだら10年間の区切りで契約すると伺ったのですが、現在もそうなのでしょうか。そして10年経ってリース料を支払いしなくてもよくなったというLED照明器具はあるのかどうか。それから、そうなってくると今後はリース料は減っていくと思うのですが、でもまた新しい施設に対して新たにリース契約をするという考えがあるのかどうかも伺います。ちなみに町民センターの照明設備については購入するという事でリース契約は結ばないと伺っていましたが、それで間違いなかったのでしょうか。合わせて伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 私の方から後段の部分でありました町民センターのLED照明の関係ですが、委員からお話あったようにリース契約ではなくて工事費の中に入れて設置するという事で進めています。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 私の方で担当していますのは主に街路灯と公営住宅と集会場の方になりますが、こちらについては街路灯の方が平成30年度の2月からリース契約をしています。そこから10年間ということになりますので、もう少しリースの方が残っています。あと公営住宅とかそれ以外の私の方で管理しています施設については確か令和3年度あたりからだったと思うのですが、10年間のリース契約を継続しています。これは10年後町の方の財産となりますので、その後は今まではリースの分については球が切れたりはそのリース契約の中で修繕していただいているのですが、10年経ちましたら今度はリース料はなくなりますが球の交換だとかの修繕は出てくるかなと思っています。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） ご質問に対してになりますが、今回のLEDのリース料のスタートが当時被災した安平町を含めた被災3町の支援ということで当時ご案内いただいたあかりみらい様ですね、地元の企業も連携させていただきながら、当時では相当低額で3町支援も含めてこのLED事業をスタートしたと記憶しています。当時考えた時にはなかなか全体的にまで実施できなかったところもありまして、削減効果が大きいところの施設を中心に進めながらやってきていまして、公共施設全てが今網羅されているわけではないなと思っています。そのLED化されていないところをどうしていくのかも含めながら今後庁舎内での議論もあるのですが、ゼロカーボンという取り組みもありますので公共施設全て今後そういったLED化は進んでいくのかなと思っていますので、こちらについては継続しながら、各事業年度については少し長くなるのかなとは思っていますが全施設そういった対応にしていく取り組みとして進めていこうと考えています。

〔及川町長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 全体の流れはそういうことで経費的にも相当圧縮されていますが、まだまだ細かな公共施設のLED化が進んでいないのが現状です。一方、蛍光灯の販売だったり使用期限がもう迫ってきていますので、逆に集中的に実施計画の中でも年度を分けながら1年ではやはり難しいものですから必要が迫っている施設からLED化を進めていきたいと思っていますので、そこはリースではなく個別の対応となってこようかと思っています。

〔米川委員挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） 確認します。そうしますと新しくLED化にするとするとリースではなくて購入するという考え方で設置していくのでしょうか。

〔及川町長挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 町長。
- 町長（及川秀一郎君） これも費用的なメリットがあるかどうかになってくるので、先ほどゼロカーボンのそっちの方ですくえるようであればそちらの方が有利なわけですから。ですから購入した方が有利なのかリースの方が有利なのか、そこは比較をしながらある程度のスケールメリット、量がないとそういった効果が出てこないと思うのですが、新しい支援メニューも視野に入れながら有利な方を採用していきたいと考えています。

- 委員長（三浦恵美子君） 他に質疑はありませんか。

〔鳥越委員挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 鳥越委員。
- 4番（鳥越真由美君） 今回の一般会計の決算なのですが、監査委員からもいくつか指摘されながらも、きちんと認められているということは評価します。例えば今回の決算委員会の中でも細かいことを聞かれていることが多くて、資料を渡されてはいますが、例えば昨日の例えば再エネの委託料89ページの資料は13ページでその委託料の中には4本入っていますとかっておっしゃっていたと思うのですよね。資料を見るとそれがわからないのと。あと、書いてあるのは財源がどこから来るかは書いていただいているのですが、聞きに来てくれよと思うのかもしれませんが結構な量になっていく場合もあります。なので例えば1つの項目の中に何本かの予算が入っているのであれば、そこは今後検討していただきたいと思うのですが、その考えをお聞きします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 委員長（三浦恵美子君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 基本的には予算決算の作り方になろうかと思えますので現時点では、本来議決事項、款項のみが議決事項ですので目節については細部の説明的なところがありますので、ご提起いただきましたので今後検討させていただくのですが基本的な事項としては予算も決算もそうなの

ですが事前にご確認いただきながら、なるべくわかりやすい予算書決算書というのはこの間の議会議論の中でご答弁させていただいたり改善もさせていただいているところがありますので、今後も議会の皆様方等含めながら協議させていただきたいというところと。令和6年度の予算から重要事項の説明的のところ、投資事業をスタートにさせていただきますが、こういったところの説明をさせていただいていますので来年度決算に向けましては、そういった重要事項部分については細かく説明をさせていただくのでご理解いただけるようなところが、それでもわからないところがありましたらまずは各課、原課の方にお聞きいただきながらお願いできればと思っています。予算の作り方は私どもの町だけではなく他の町も基本的には同じような作り方をされているのかなと思っていますが、詳細のそういったわかりづらさについては内部でもう少し協議をさせていただきながら今後対応させていただければと思いますので、ご了解いただければと思います。

○委員長（三浦恵美子君） 他に質疑はありませんか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 総括質疑2回目となりますが、米川委員。

○2番（米川恵美子君） 違う項目ですけど駄目ですか。

○委員長（三浦恵美子君） 総括は総括含めて全てそれを3回。総括として1回を3回の行き来という一応ルールがありますが、どうしても聞きたいということでしょうか。

○2番（米川恵美子君） 担当に聞きに行きます。

○委員長（三浦恵美子君） よろしくお願いします。

○委員長（三浦恵美子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） なければ私からも総括的質疑がありますので、暫時休憩をします。

（暫時休憩）

（委員長副委員長交代）

○副委員長（箱崎英輔君） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般会計の総

括的な質疑をお受けします。質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 何点か伺います。まず1点目、令和5年度株式会社ファンディングベースに対してどのような項目、事業にいくら出しているのか、総額はいくらなのかということ伺いたいのですが、細かなものは後ほど資料でいただければと思うのですが、あとエリア放送に関してはなぜプロポーザルで行っているのか、この点について伺いたいのと。

あと2点目が160ページのあびら移住暮らし相談推進協議会の交付金に支出されていると思うのですが、こちら29組73人の移住ということでご答弁いただいていたのですが、あびら移住暮らし推進補助金についても支出があるのではないかなと思うのですが実際にいくら支出されて執行残による償還金などどのように事業を整理されたか、その点を伺いたいのが2点目。

3点目なのですがスポーツセンターの指定管理料に関して、当初契約における5年間の指定管理料がいくらだったか。令和4年度は町から補填して若干の黒字だったと思うのですが、令和5年度は指定管理費の収入源、物価高騰に対して支援していると思うのですが、これ出しても赤字になってしまっていて、これから多分新たに指定管理を契約していくと思うのですが毎年これ補填し続けていくのかどうか3点目。

4点目については町税についてこちらはちょっと疑問で教えていただきたいのですが、当初予算額が21億超えで全体として組まれていたのですが、途中で減額補正1億1160万が補正されているのですが、こちらどのように決算していった経緯がお聞きしたいのですが、不能欠損と収入未済、昨年決算よりは減額になっていっていると思うのですが、納入されたことによって主要因としてしっかり納入されたことによる減額なのかそこら辺どのように昨年と比較して整理が行われているのかが4点目。

5点目は財政全体のことについて触れてお聞きしたいのですが。後期財政計画の5年度の基金残高と令和5年度の決算残高はちょっとずれて少し増額なのかなとは思いますが、今後財政調整基金の取り崩し、今年度は行われているのですが5年度決算における計上収支と余剰について、また今年度の全体の基金と今後の推移を担当課、町としてはどのように見ているのか。今後1年以内の償還は毎年いくらぐらい見込まれているのか。基金の取り崩しがこのまま進んでいく財政運営を食い止められるのかどうか。安定した財政運営が行えるのか、この5点についてお答えをお願いします。

○副委員長（箱崎英輔君） ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○副委員長（箱崎英輔君） 休憩前に引き続き会議を再開します。先ほどの三浦委員の5つの質問に対して順番を経て回答を願います。

〔岡総務課長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 私の方からは1つ目のご質問でしたファンディングベースさんへの委託しているものということのご質問で、この後一覧表はありませんのでそれぞれの課の方からそれぞれ回答するという形式で取らせていただきます。総務課総務グループは決算書41ページになりますが、職員募集媒体掲載委託業務ということで令和5年度の決算額330万5720円を委託しています。業務内容としては職員募集のポスター・チラシ、こちら2000枚の作成と配布。また、大学にこの作成したチラシ等を持ちながら職員とともに大学の就職部の方に行きまして説明を行うといったものですか、また職員の募集の記事を作成する際に我々職員のインタビューといったものを動画で撮影し、これらをSNSで配信する。また、採用予定者と言いますか応募してきた方で面接試験に残られる方に対して事前に動画でインタビューを行いまして面接の質を上げる内容についても委託しているところです。実績として令和5年度の採用試験では24名の応募がありまして、これに伴いまして5名採用したものです。総務課総務グループは以上です。

〔池田総務課参事挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 私の方から情報グループ関連の委託業務について説明します。決算書44ページになります。下から4つ目の事業名エリア放送番組制作業務委託料、こちらはあびらチャンネルの番組制作にかかる委託料でして1136万9160円の実績となっています。もう1点、49ページになります。上から2つ目の事業、広報媒体運用業務委託料124万6300円ですが、こちらはSNSを活用した情報発信となっておりまして、特にアプリのインスタグラムの運用、情報発信を委託しているものとなっています。それともう1点、あびらチャンネルの令和5年度の契約、プロポで契約した理由というご質問も

ありましたが、令和5年度の番組制作委託業務についてはプロポは実施していませんでファンディングベースとの1社随契で契約しています。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 政策推進課からファンディングベースに支出している事業は55ページになります。2本ありまして55ページの12委託料こちらの中段、地域おこし協力隊募集採用業務委託料118万8000円のうち100万1000円がファンディングベースへの支出となっています。もう1点、その下の地域おこし協力隊生業形成マネジメント業務委託料。335万5000円でこちら2本となっています。内容については募集採用業務委託料、こちら決算委員でも質問があったのですが補正対応した内容になっていまして、令和5年度未着任の隊員の者、令和6年度新規採用枠のうち早期着任の必要性の高い隊員2名の採用にかかる業務委託料となっていまして、ファンディングベースさんについては地域スポーツ文化活動支援員、地域学校協働プロモーター各1名ずつについての募集をお願いし、本年度採用に至っている流れとなっています。もう1点の生業形成マネジメント業務についてですが、こちらについても隊員の任期途中での自主退職をゼロとするため、また隊員の任期終了後の3年後の定住率を50%以上にする目的を掲げまして任期途中の隊員のロードマップの作成支援、定期的な面談、情報発信、研修会の開催等を業務としてお願いしている内容となっています。

〔永桶教育次長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 教育委員会の事業としては決算書125ページ最下段の教育魅力化推進業務委託料となっています。こちらは先ほどのご質問でもお答えしましたが改めてお話させていただきますと、これまでのあびら教育プランと言われている事業に加え昨年度から教育課程支援事業という形で学校教育の現場にも入っています。さらに昨年開校しました早来学園のまなびおエリアの部分的なソフト事業の開催の事業内容も加え、それ全体のPR事業も加えてこの金額となっています。

○副委員長（箱崎英輔君） 1番目についてはよろしいですかね。では2番目の質問。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 2番目に質問いただいた安平移住推進協議会交付金。こちらは60ページの上段の方に交付金のところで書かれている部分ですが、こちらの決算額638万5588円となっていて、こちらの決算状況についてですが、まず協議会の令和5年度決算内容を報告しますと全額が町からの交付金となっています。そして支出の内訳については事業費406万7850円、報償費213万6000円、事務費18万1738円、合計しますと638万5588円となっています。ご質問でこのうち補助金があるのではということだったのですが、今ご説明したとおり補助金はないのですが、きっと協力隊インターン報償費のことをおっしゃっているのかなと感じまして、そちらについては236万円が地域おこし協力隊インターンの活動経費として支出の状況となっています。もう1点の決算の部分で、こちらの交付金を4月30日の専決で307万1412円を返還という形で処理して、歳入歳出ツーツーという決算処理になっています。

○副委員長（箱崎英輔君） では3番目。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 3点目のスポーツセンターの支援金の関連したご質問ですが、基本的な教育委員会としての考え方としては当初協定締結時にご提示あった金額で5年間やっていたものが基本的な考えですが、ただし、今期のように燃料費、電気料の高騰、指定管理者に起因しない当初基準管理費算定時に想定できなかったものについては協議の上支援も今後も出てくるものと考えています。ちなみに令和6年度についても、これからの今後の補正予算等でまだ協議はしていませんが、燃料費、電気料が高騰していますのでここについては協議の上また補正予算が出てくるものかなと思います。令和7年度から2期目となりますので、ここについては現在の価格と勘案し算定していますのでその部分については無くなっていくのではないかと考えています。

○副委員長（箱崎英輔君） では4番目の質問をお願いします。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司君） 町税に関するご質問だったと思いますが、まず減額補正した要因ですが、大きなもので個人住民税、法人住民税、固定資産

税がありますが、先月の議会においてもご説明させていただいた記憶があるのですが、予算編成時において個人住民税ですと来年の所得、法人住民税ですと企業の実績、固定資産税ですと大きな部分は償却資産の増減。これらのものを見込むのが大変不可能ですので、どうしても増減はあるのはご理解願いたいと思っています。もう1点目が不能欠損と収入未済額のお話でしたが、これも例年同程度という考えではいますが、不能欠損においては理由として生活困窮、財産が無いというのがあります。税金を納めてもらうのは国民の義務ですが、一方で払いたくても払えないという状況もあるのは認識しております。こういったことからある程度の不能欠損が出てしまうのはご理解願いたいと考えています。また、収入未済額についてですが、滞納対策はこれといった得策が無いのがあるのですが、粘り強く交渉していくのを基本線に考えています。たまたまですが今月18日に催告書を送付したところですが、今朝お二人からお電話がありまして納税相談、分割納付というところに応じたところ。不能欠損と収入未済額については少しでも減らしていくよう努力していきたいと考えています。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 私の方から質問させていただいた点についてご回答させていただきたいと思いますが、質問の意味にそぐわない回答になってしまえばまたご質問いただければと思っています。最初に後期財政計画と合わせて今年度の決算額の委細の部分のところに触れられたかなと思っています。当初後期財政計画のご説明をさせていただいたのが年明け2月ぐらいだったかなと思っていますが、この段階で既に基金の方確か3億か4億円ぐらい増える見込みとなっていて、ただ、計画策定をお示しする時と最終的には決算時期が違っていたところが1つ大きなところではありました。これら基金の当初見込んでいたより大きくなってきた要因が2021の国の骨太方針の中にも記載されていたかなと思うのですが、国の方ではコロナ禍において地方の拠出する財源について一定程度保持しましょうという方針のもとで交付税等々の財源的なところは確保されてきたところもありまして、安平町も一定程度安定した交付税もいただきながら財政運営をさせていただいたところ。また、これに加えて各年度ごとの事業になってこようかと思うのですが、当初補助事業も採択受けられるか受けられないようなものも含めて充当も当初予算組ませていただいたところだったのですが、補助金とか交付金といったものが予算説明の中では入っていないものが財源振替によりまして基金に戻されるといったところもありまして、結果的には令和5年度の決算としては46億円ぐらいということで良い方に数字としては上向きになっているのかなと思っています。令和5年度の財政的などところのご質問で財政調

整基金の2億円のご質問でいただいたところでしたが、当初予算での財調の見込みとしては2億9000万ぐらいを差額分の財調の補填ということで計算していたところ、最終的には2億円ぐらいで減額になっているところもこの辺も基金の上積みに寄与しているのかなと思っています。

この後の基金の推移なのですが、国が方針として定めた骨太方針。これ令和6年度で地方財政の措置については一度終了するのですが、現在の令和7年度の予算措置ということで総務省の方から財務省側の方に申し入れをして継続的な地方財政の確保というところで協議いただいていますので、この後令和7年度の予算編成に向けて国の方からどのような形で示されるかはあるのですが、各自治体も同様なのかなと思っていますが同様の財源措置を願っているところです。これらが例年同様とした推移になりますと来年度の予算編成においても厳しいのは変わってはいませんが、緩やかに進んでいけるのかなとは思っています。ただ、経常経費の部分については委員からのご質問にあったとおり物価高だったり燃料高騰もありまして、令和5年度予算についても財政計画と最終的な決算については約1億円ぐらいの上積みにはなっている決算ではありますが増えるところもあれば減るところもありまして、私財政の部分を見させていただいている中では令和5年度が一番計画との差異が少ない決算ではあったのかなとは思っています。

基本的な財政計画については、この間前回は協議させていただいていました経常経費についてはこれまでの間の査定等々におきましてそんなにも削減できるところがないというぐらい削ぎ落としながらの計上でして、あと投資的な部分についても実施計画をしっかりと議論させていただきながら予算計上しておりますので、基本的には変動がなければ財政計画に沿った形で来年度の予算的なものも進めていけるのではないかと感じています。

一旦よろしいでしょうか。一度不足部分があればご指摘いただければと思いますのでお願いします。

○7番（三浦恵美子君） 1年以内の償還は。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 失礼しました。償還の部分については約年間10億円ぐらいを毎年度、決算書の中でもあったかと思いますが今年度についても2億円ぐらいかなと思っています。安平町になりまして毎年返済をする償還の金額が大体9億円から10億円ぐらいということで、そういった推移の中で動いているのかなと感じています。今、学校関係が大きな償還が含まれて出てくる場所ですが、大きな事業としては学校建設、町民センターの建設といったところを過ぎますと一旦は、あ、申し訳ございません。町民センターの改修、これが震災に伴います復興計画に位置付けられた事業ではありますが、大型事業は一旦ここで終了しまして、議員がこの後ご懸念いただいているようなエアコンの問題とか温暖化に伴う施設改修だったりゼロカーボンを推進していく上での施設の改修整備といったものも当然考えられるものなのかなと思っていまして、ご懸念いただくような基金減りだったり財政

運営でのご心配事というのはこちらの方でも心配しているところですが、一方では新しい補助メニューだったり交付金をうまく活用しながら基本的な考え方としては基金を減らしていかない、20億程度基金を維持しながら財政運営できるように今後も取り進めていきたいと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まずでは順番に言っていきたいと思います。

1点目ですが、出していただいたらいろいろこの1社に対してたくさんの委託がされているのだなという感想で。これここ1社にこんなにたくさんの事業を頼まなければいけない理由が何かあるのか。あとはエリア放送に関しては1社随契にしなければ契約に至らなかったその経緯があるのか、その2点が気になったのでまず1点目の質問に対してはこの2点お願いします。

2点目の質問に関してですが、こちらいろいろ効果は出たとおっしゃっているのですが、今後も更なる効果が見込めるといふあれでこれからも出していくのか。事業精算されて償還金も出たとおっしゃっていたのですが、今後のこの事業に対する方向性について伺います。

3点目ですが、こちら指定管理に関してはいろいろ議論してきたかと思うのですが、基本経費の圧縮というの見解は一致していると思うのですが、今年度も1800万円以上補填しているかと思うのですが、これを契約終わるまではやっていきますとおっしゃっていたのですが、新しく令和7年度からの契約でもここら辺踏まえてやっていくとおっしゃっていたのですが、でも急に物価がまた上がったらまた出しますよではちょっとスポーツセンター、指定管理の趣旨とは外れていくのではないかなと思うので、リスク分担も協議して決定していくという曖昧な基準ではなく、このような場合には何割と何割を負担するみたいな、そういう明確な基準が必要ではないかと思うのですがこの点について伺います。

3点目の町税に関しては徴収について一所懸命やってらっしゃるのもわかるのですが。税の公平性と貧困者をどのように拾って救済していくかのこのバランスが難しいと思うのですが、そこら辺もどうしても払えなくなったら生活保護に移行する相談を福祉とやっていると前に別なところでそういうご答弁もいただいたかと思うのですが、そこら辺のバランスをどのようにとって進めていくのか、その辺についてお願いします。

財政に関してですが。これこの間いろいろ議論して進めてきているのですが、ちょっと好転していて良かったなと思うのですが1億程度だとあつという間になくなっていくのではないかなと、どうしても心配になってしまって有利な交付金とか落ちていくことを願っているしと。でもこの交付金に頼っていったらちょっと心配ですし経常経費は圧縮がかなり難しい、一所懸命頑

張ったところで多分200万前後ぐらいしかも落ちないし、これ以上多分落ちないのではないかなと思うので、こちら辺でこの事業は精査していかなければならないという、そういうことを行っていかなければいけないのではないかなと思うのですが、これからも償還が2億ぐらい1年間の償還が2億円ぐらいとおっしゃっていたのですが、この2億円ぐらい、

○町長（及川秀一郎君） 10億。

○7番（三浦恵美子君） 10億のうちの実質負担が2億ですよね。ではない。交付税措置があって実質負担が2億、3億程度ですよね。それは学校建設の償還始まって町民センターのそれも始まってまた大きな事業も予測される中で毎年その程度で抑えていけるのか。その償還をしていくとどれぐらいで基金がどう取り崩されて行ってどのように推移していくのか、何年後かの先まで見ていると思うのですが、この辺の見通しについて。今年令和5年度は計画に近い形に修正できたとおっしゃっていたのですが、この辺の点についてお願いします。

○副委員長（箱崎英輔君） それでは、先ほどと同じように順番にお願いします。

〔岡総務課長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 職員募集媒体掲載委託業務を当該企業に委託している理由ですが、こちら前段で当該企業とは安平町が包括連携協定を結んでいまして、この町に対して会社として貢献をするというものに当町の方は協定を結ぶという行為があって、この企業様の方から自分の企業としての強みとしては人を採用したり地域おこし協力隊を、良い人材を地域に入れることを企業の強みとしていらっしゃるということもあり、安平町の職員採用についてもその強みが活かされるということとして、先ほど申し上げたとおり職員募集のポスターといったデザインをはじめ、職員に対するインタビューをして町の職員の魅力といったものを動画で編集され、SNSで掲載し、それが受験される方の心に浸透して安平町を受けたいという、そういった流れを我々はやりたいということでこの企業様の強みを活かした包括連携協定をしている企業様の強みを活かした契約をしているというものです。

〔池田総務課参事挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 情報グループの関係ですが、先ほど私の方からエリア放送の番組制作とSNSを活用した情報発信の2点申し上げましたが、契約上はこれ1本でして、シティプロモーション事業、情報発信事業で支出

の科目が違うというところで2つになっていますが委託業務としては1本となります。ファンディングベースに委託をした、1社随契にした経緯ですが、当初令和2年度ですが、それ以前は地域おこし協力隊とか職員自前でエリア放送、あびらチャンネルの方を番組制作していましたが、地域おこし協力隊の卒業とともに委託方式をとるということに決定しまして令和2年度においてプロポーザルを実施した経緯があります。その際2社がプレゼンをしましてファンディングベースに決定して、以来1社随契でやってきたところですが、この業務の継続性とか設備関係の投資もありますので継続して1社随契をファンディングベースにしていく方が金額的にも損はない、また当然経験も年々蓄積されていますのでより良い番組となっていくことも鑑みまして1社随契に令和5年度、参考までに令和6年度までありますが、そのような経緯で1社随契としています。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 私どもの方は地域おこし協力隊にかかる経費ですが、まず全てが特別交付税措置されている金額の範囲内での実施になっていることをご理解いただければと思います。その上で協力隊の募集採用業務委託のうちファンディングに百、一千行っているのですが、こちらの部分も現在人の雇用を確保するのが大変な中協力隊について募集したところに対してしっかりと募集定員を見つけて来てくれて、あびら教育プランの協力隊員としてしっかりと活動していただいているということで非常に有益な取り組みになっているものと認識しています。

もう1点の生業形成マネジメント業務です。こちらも全額交付税措置の中で実施してまして、それまではこの委託が開始されるまでの定住率と言えればいいのでしょうか、そちらについては人数も少なかったのですが25%でした。令和5年の実績で言いますと54%と対象13名のうち7名が定住を図っていると。これは年度の時点はずれるのですが、令和4年の国の全国平均と比較しますと全国平均が52%ですので、十分効果を発揮していると認識しています。

〔永桶教育次長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 教育委員会の事業としては、当初令和元年から地域おこし協力隊として3名が始めたあびら教育プランといったものの持続性・継続性も図る意味と、地域おこし協力隊の勤務体系とか日数の関係もありますのでそこをプラスアルファの部分との形で委託をして継続しています。先

ほどの話のように学校教育なり教育に対する隊員さんの関係の内容となりますのでかなりスキルが求められる部分もありますので、そういったところを継続して行えることと、社会事業的なもののこれまで行政が行っていたところでその時のニーズに合わせた柔軟なアップデートみたいなところも含めて非常にその辺の読みが素晴らしいものですので、中身の充実を図って進めていく目的もありましてファンディングベースさんをお願いしていると。先ほど総務課長がお話したとおり、当初は包括連携の絡みから始まったのが経緯です。

○副委員長（箱崎英輔君） では2番目に移ります。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） あびら移住暮らし推進協議会の活動を今後どうしていくのかというご質問の趣旨だったと思います。また、こちらまず財政構造については、こちら協力隊員にかかる経費については全て特別交付税を受けながらやっています、決算額が638万5588円だったのですがこれを交付税措置を除くと実質町負担という観点では351万2588円といった持ち出しの状況となっています。そうした経費の部分と、マンパワーの部分で言いますと集落支援員を1名配置し、また協力隊も1名配置すると。このマンパワーについても国の制度を活用して特別交付税措置の中でやっている状況になっています。そうした中、令和5年度の受け入れ実績については29組73人ということですので、ちょっとこれは打算的な話になるのですが一般持ち出し分351万2588円をこの移住人数73人で割りますと1人あたり経費4万8117円といった経費の部分で確実に事業を展開し実績に結びつけているのではないかと。また、人口が増えてきますと町に入る町民1人あたりの交付税措置の部分の跳ね返りも期待できる部分ですので、しっかりとした国の制度を活用しながら引き続きプロモーション活動をやっていくことで移住定住を促進し、町の地域活性化に寄与するものと考えています。

○副委員長（箱崎英輔君） では3番目に移ります。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 指定管理の支援にかかる明確な基準ということですが、この件については議員協議会においても委員よりご提案があったことかと思えます。その後、教育委員会としても全国の事例等参照をさせ

ていただきながら検討させていただきましたが、時期の関係ですが、あくまでも経営努力によってその部分については解消していただくことを前提としながらも、令和5年度でいきますと例えばそういう経営努力をしている、経営努力していてもどうにもならないというところで1800万という金額の差が出ましたので。ここについては協議の上そのように支援をしていくような、基本的には当初の協定時の金額。その上で何かしらの事態によって赤字ですが経営努力によって何とかしていただきたいのが基本姿勢です。

○副委員長（箱崎英輔君） 4番目に移ります。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司君） 税の公平性というお話だったかと思いますが。

先ほど不能欠損の話でもご説明したところですが、生活困窮とか財産無しのところは差し押さえができないところですが、一方でそれ以外の方に関しては差し押さえを実施している状況でして、去年の実績ですが70件147万5741円を差し押さえしています。これは給与差し押さえとか所得への還付の差し押さえ、自動車税の還付の差し押さえを実施しているところです。低収入の方、生活保護並みの収入しかないというご家庭が一定程度いるのは認識しています。三浦議員もおっしゃったとおり従来どおりの答弁となりますが、税務課からはあなた生活保護を受けなさいとは言えませんから、こういった家庭がいる場合、従来どおり福祉担当と情報共有しながら進めていきたいと考えています。

○副委員長（箱崎英輔君） 5番目に移ります。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 財政側からになりますが、議員からは将来的な財政の見通しということで2回目のご質問をいただいたかなと思っています。私どもは毎年予算を組むにあたりましては総合計画・総合戦略といった事業に基づきまして組み立てた計上に加えた予算措置ということで毎年度実施しています。後期についても周期が令和8年度ということで財政計画についてもお示しさせていただいているところですが、しっかりとこの財政計画が規律良く守られながら推移できるように努めていきたいというのがまず財政サイドとしての考え方です。ただ、行政課題とか社会的課題に対応していかなければならないところも当然ありますので、年度ごと予算提示させて

いただく中でしっかり議員の目でチェックいただきながらご質問していただきまして令和7年度の予算もご決定いただければと考えています。あと来年度から第3期に向けた総合計画の議論も始まっていきます。これは令和9年度からスタートする計画ではありますが、ここに合わせて長期的な財政の推計も策定させていただくことになっていますので、その中で議論がまたできればというところが1点。来年度は国勢調査の年でもありますし、交付税とか地方の財源に措置される場所の一つこの国勢調査も基準となっていますので、現在実施しています安平町の移住定住の取り組みを更に進めながら来年度来ます国勢調査に向けて移住定住の取り組みを更に進めていければと思っています。

全体的にはなかなか財政というのはその年々で流動性のあるところではありますが、しっかり計画に沿った進め方を財政サイドもチェックしながら行革といった計画に沿った形で様々な見直しをするところは見直しをしながら財政を保持していきたいと考えていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

〔三浦委員挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まず1点目。包括連携協定を結んだことを契機に委託されたものが多いことがわかったのですが、こちら包括連携協定の内容を私が理解していないと言われればそれまでなのですが、どんなことが課題でこのようにたくさんの事業を1社に委託しているのか、そこら辺どうなのだろうって気になるものですから。こんなにたくさん1社に出すのは。優れていますとかそういうのもおっしゃっていましたが、整理とかも必要なのではないかと思うのですよね。

スポーツセンターの関係も基本的な考えは一緒なのでしょうけれどリスク分担の考え方についてどうお考えなのか。急にこうなっていくなり予測付かないことが起きたから全部町が負担しますよで協議するとは言っているけれどそれは曖昧な言葉なので、そこら辺町民にしっかり説明できるようなある程度基準がないといけないのではないかと思うのですが。この指定管理料の設定もどうだったか、甘かったのか良かったのかの整理もされてから令和7年度も行っていくのではないかなと思うのですが、ここら辺はどのように整理して進めていかれるのが2点目。

あとは財政全体のことでありますが。経常経費が圧縮これ以上無理な現状で、この事業は1回見直して止めたり圧縮してもいいのではないかなとか、これは絶対必要だからという整理をされていると思うのですが、そこら辺整理されて更に安定してそういう財政を進めていければいいなと思うのですが、先ほど長期財政計画も計画策定に合わせて出していただけるとのことだったの

でそこら辺も見させていただきたいと思うのですが、その事業の見極めについても庁舎内全体で行われていると思うのですが、それをどのように見直しを図っていくか、その点について最後お聞かせください。

○副委員長（箱崎英輔君） では残り3つのことについて、またお答えいただきます。では1番目。

〔及川町長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 1番目の質問の3回目の質問は各課にまたがっていて更に包括協定の内容、そしてどんな課題で1社にということ。まさしくこのファンディングベースさんが得意としているのが当時から町の様々な課題に寄り添って、それを行政と一緒に対応していく。ですからそのファンディングベースさんがどこかの町でやっていることをそのまま安平町でやるということではなく、安平町に入り込みながらその町の課題を対応していくという、そういった今までになかなかないタイプの会社だと、そこが強みとなって今全国でも様々な自治体で成果を上げています。ただ、我々も最初から1社ということではなく、例えば入札だったり競争の中でやっても内容的にはそちらの方が優れているという結果が一番最初にあったというところもあります。ですから協定を結んだからそれで安易に契約を結ぶということはないというところです。まず1点目ですね。次のやつは。

○副委員長（箱崎英輔君） スポーツセンター。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） スポーツセンターの関係でお答えします。リスク分担の考え方ですがリスク分担自体、表にして表現していますが、そこについてはごく一般的なもので問題ないかと思いますが、委員からお話があったように協議するというところで曖昧ではないかということですが、議員協議会において三浦議員からご提案あった明確な基準というところ、当然事務局としても検討させていただきました。仮に10%と設定し、そういうような全国的な事例は無かったのですが、仮に協定ですのでこちらと業者と同意得られれば協定を結べるものとして検討させていただきましたが、仮に10%物価高により影響があった時は支援しますということにするのであれば、大きな品目についてはかなり金額は大きいでしょうが小さい品目については数十万程度、数万円程度の支援ということも考えられますので、そこについては経営努力により購入方法とか契約方法を最大限努力していただいた

上であくまでも町からの支出については最低限にさせていただきたい。この考えのことから委員おっしゃられるとおりの表現が曖昧にはなってしまったかもしれませんが、そのような考えに基づいて2期目についても締結させていただきたいと思っています。また、指定管理の基準管理費の設定が甘かったのではないかとのご指摘ですが、要因についてはこれまでも議会でもお話させていただいているのでご理解いただいているものとは思いますが、ただ当初設定した基準管理費より更に1800万支援しているという、その結果だけを見れば委員のご指摘のとおりのこまで想定できなかったのが甘かったのではないかと考えています。

2期目については先の議員協議会においても基準管理費お示しさせていただきましたが、そのような事態に陥らないように検討させていただいて設定させていただいたものですのでご理解いただければと思います。

○副委員長（箱崎英輔君） では最後、財政全体。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 最後ご質問いただいたところになりますが、現在実施計画について各課から上がってきたものの取りまとめをさせていただきまして、明日最終的に内部的な方向性を出していく予定に基づきまして令和7年度の予算に向けた投資事業ということで予算計上していただく流れになっています。経常経費については11月1日ということですので、これから7年度に向けた予算内容を整理していくところ、加えて投資的経費を見極めながら7年度の予算計上の積み上げをやっていく予定になっています。当然、見直す部分については実施計画とか各課とヒアリングする機会があります。この中には町長、副町長も同席いただく中でいろんな議論をさせていただいた中で7年度の予算となっていますので、積み上がりました3月定例会に上程させていただきます議案としてご議論いただければ、また予算委員会の中でも協議をいただければと考えています。ただ、大きな流れですので最後に町長の方から補足等あればお願いします。

〔及川町長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 8月上旬、7日ぐらいからのヒアリングをして18日ぐらいまで2週間にわたって全課と来年度から向こう3か年の実施計画のヒアリングをさせていただきながら、単純にその投資的事業を積み上げると基金の残高というものは財政推計から比較しても逆にマイナスになるぐらいの事

業量が考えられるわけですが、そこを事業の精査だったり財源的な交付金の活用等々で何とか財政計画を上回る基金を確保するように努めていかなければならないということで最終調整も明日行うようになっていきます。当然止める事業といったものもやっていかなければならないのは承知していますので、2022年の行政改革プランに基づいて、合併した町ということでいろんな町でも言わせていただいていますけれども1か所に統合するものは統合するもの、ある程度の我慢をしていただきながらもそこはより良い利活用ができるように整備もしていく。これまで2年前3年前にはなかなか考えられなかったエアコンという新たな投資も住民の方は広く求めている。これは安平町だけでなく地球温暖化の関係もあって様々な経費が今急激に高騰している。財政計画を作った時点から見ても様々な要因で変わってきているところですので。また、どういった観点から事業の見極めを行っているかということで、今回から井内教育長にも出席できる場合には教育予算以外にも同席をしてほしいということで同席もしてもらっていますが、教育はまちづくりということも言っていますので、そういった観点から更には消防に対する負担金も含めて、消防組合の支所長も含めて関係者にも現場の声をきちんと聞いて、先送りできるものなのかできないものなのか本当に早急にやらなければならないものは前倒しして12月補正対応ということも数件対応していただいていますので。そういった総合的に経費の節減も行いながら財政推計を、そこを何とか堅持していく、守っていく。そんな中で現在までまちづくりを進めています。何もやらなければあつという間に基金は積み上がっていくと思いますが、当然町民の方から期待する要望が数多く寄せられていますので、そこを議会の皆さん方にも説明しながら優先度、重要度というものをご意見を踏まえて、そこは判断材料の重要なものとして受け止めさせていただいて整理していると。ですから議会の今日のような意見だったり本会議含めて臨時議会含めて全員協議会のご意見踏まえて、そこを判断基準にしながら町民の声ですから実施計画の整理もさせていただいているということです。

○副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員よろしいですか。

○7番（三浦恵美子君） 包括連携協定。

〔三浦委員挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） どうぞ。

○7番（三浦恵美子君） 包括連携協定を結ぶに至った具体的な課題と何が解決できるかということをご答弁いただいていたのですが。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 包括連携協定に至った経緯等や課題でしたので、こちらその時の考え方を整理されているものについてご説明します。行政と民間企業との包括連携協定ということになるのですが、地域が抱える社会課題に対して自治体と民間企業等が双方の強みを活かして協力しながら課題解決に対応するための大枠を定める枠組みであり、既に全国の都道府県及び市町村でその取り組みが行われています。自治体にとって民間企業が有する資源、ネットワーク、ノウハウ等を地域課題の解決に活かせるメリットがあります。民間企業にとっては行政とタッグを組みながら社会的課題の解決に寄与することで企業の社会的責任いわゆるCSRの取り組みを行うことができるメリットがあり、更に企業のイメージアップ効果が期待できると、こういう枠組みを今活用しながらやっているということです。当然、一般的に考えますと自治体という行政が特定の民間企業に肩入れすることはできませんので、現在大きく広がっている地方創生、地域の稼ぐ力、官民連携の取り組みが求められおり、地方自治法に基づく契約行為を遵守しながら官民連携による包括連携を進めていくことが地域課題の解決につながり、ひいては受益者である町民の安全安心の生活につながっていると考えています。これは先ほど町長がご説明した部分を更に詳しく言うところの内容になるものだと考えていまして、こうした考え方をもとに今ファンディングベースに限らず、いろいろな業者と包括連携協定を結びながら地域課題の解決にあたっているという現状になっていまして非常に効果を発揮しているものと考えています。

○7番（三浦恵美子君） そうではない。

〔三浦委員挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 何回もごめんなさい。包括連携協定の制度を使うことによってメリット、デメリットはいろいろあると思うのですが、その協議のところできっと協議できていなければこの予算ではできなかったとか、町が求める成果まで上がらなかったとか、いやこうではなかったというのが出てくるので、そこはしっかり押さえて協定を結ばれていると思うのですが、安平町として何が課題でこの本協定に結ぶことになったのかを、制度自体の話ではなく、町としてはどういう課題が起きて協定を結んだのかそこを聞きたかったのですけどもいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 当初の協定を結んだ際には連携事項等ということで、例えば山口参事が答弁した地方創生にかかるまちづくりに関すること、です

から地方創生ということでいくと範囲が広いわけですね。安平町の強みを更に活かしていくということです。また、2点目は地域の活性化や地域コミュニティに関する事。これはまさしく今自治会・町内会だったり様々なコミュニティの団体等が人材不足というところで活力が失われているという、これは全国的な課題ですが、そういったところにも関わっていくことが強みになっている。さらにその他の当事者間、これはファンディングと安平町、両者間で必要と認める事項ということでその時点での協定は結ばせていただいているというところですので。そこが当初から様々な形で、入口は少なかつたかもしれませんが、様々な課題が地域に入り込んでいって更に増えてきて先ほど言った4つの部局の中で現在は関わっていただいているところですが、こうした民間企業も今後増えてくるかもしれませんし、そういったことによって違う企業においても結果的に委託先として違う業者が今後増えてくる可能性は十分あるかと思いますが、こういった取り組みを進めているのは安平町は道内でも先駆的なものですから結果としては大きな地域貢献に至っている、あと地方創生に資する事業を今展開できているところの結果は先ほどそれぞれの課が申し上げたとおりです。

○副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員よろしいですか。

○7番（三浦恵美子君） これ以上は。

○副委員長（箱崎英輔君） それでは暫時休憩します。

（暫時休憩）

（委員長副委員長交代）

○委員長（三浦恵美子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般会計の総合的質疑は他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） なければ次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） なしと認めます。それでは直ちに採決をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 異議なしと認め採決します。本委員会に付託されました認定第1号令和5年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果認定すべきものと決定することにご異議はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 異議なしと認めます。したがって認定第1号については審査の結果、認定すべきものと決定しました。

○委員長(三浦恵美子君) では、ここで14時15分まで休憩に入ります。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○委員長(三浦恵美子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 令和6年第7回安平町議会定例会 認定第2号

○委員長(三浦恵美子君) 本委員会に付託された認定第2号令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 令和5年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明します。180ページをお開き下さい。歳入合計8億8524万2100円、歳出合計8億7524万5836円、歳入歳出差引残額999万6264円で同額を翌年度繰越額としています。この会計は保険税と保険基盤安定繰入金を北海道へ納付することが主なもので、その他保険給付費や特定健診事

業の歳出に伴う交付金の予算となります。それでは歳入をご説明します。事項別明細書185ページをお開きください。1款国民健康保険税は、調定額2億3332万7952円に対しまして2億177万6063円の収入額となり全体の徴収率は86.47%となります。内訳としては1目の一般被保険者1節から3節の現年課税分の徴収率は96.93%、4節から6節の滞納繰越分の徴収率は12.95%となっております。2目退職被保険者1節から3節の滞納繰越分の徴収率は23.32%となっております。

続いて186ページにわたる2款道支出金1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金は、療養給付費分の交付金となります。2節特別交付金につきましては医療費削減対策や特定健診にかかる負担金となります。

187ページにわたる3款繰入金1項1目一般会計繰入金1節2節は、保険税軽減に対する繰入金で、3節から6節までは国保制度に基づき町が負担する割合分の繰入れとなります。7節その他一般会計繰入金については、福祉医療費減免分の繰入れとして重度医療等に対する独自減免の補填分として一般会計から繰入れております。

4款繰越金は前年度繰越金。

188ページにわたる、5款諸収入は、第三者納付金及び国保資格喪失に伴う返納金となります。

次に歳出の主な内容についてご説明します。189ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費につきましては、8節旅費から18節負担金補助及び交付金までは国民健康保険事業にかかる限度額認定証の印刷経費及び国保事務電算処理業務などが主なものとなります。190ページにわたる2目連合会負担金は広域化に伴う各運用負担金の財源となります。2項1目賦課徴収費は保険税徴収にかかる経費となります。3項1目運営協議会費につきましては国保運営協議会の開催にかかる経費となります。

191ページにわたる、2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費の決算額は4億9414万6028円で、前年度の決算額5億2586万3044円と比較し3171万7016円の減額となっております。2目一般被保険者療養費から2項高額療養費までは療養費等の支出となります。4項1目出産育児一時金は1件分の実績となっております。192ページ、5項1目葬祭費は11件分の実績となっております。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分から193ページにわたる3項介護納付金分までは、北海道から提示された納付額について国保税等を財源として北海道へ納付するものとなります。

4款共同事業拠出金は退職者医療にかかる分担金となります。

194ページにわたる6款保険事業費1項1目保健衛生普及費12節委託料の脳ドック業務委託料は14件分となります。動脈硬化予防健診業務委託料は4件分の実績となっております。2目特定健康診査等事業費の1節報酬は栄養士の報酬として、11節役務費は特定健診データ管理システムの回線使用料及

び受診勧奨等の郵送料として、12節委託料の健康診査業務委託料は実施機関の委託料となります。

7款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金から195ページにわたる4目退職被保険者等還付加算金までは、保険税の資格喪失にかかる過年度還付金と還付加算金となります。5目償還金は前年度の超過交付分を返還するものです。2項1目一般会計繰出金は国保加入者にかかるインフルエンザ予防接種経費と肺炎球菌予防接種経費を一般会計に繰出すものです。

196ページ、8款予備費は保険税の還付金として充用しております。

9款基金積立金は歳計剰余金を基金に積立てるための支出額となります。

最後に基金についてですが財産に関する調書198ページ、続く基金の運用状況に関する調書199ページに記載のとおり2億6113万3191円が令和5年度末現在高となっております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえご承認くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（三浦恵美子君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

本会計は歳出からページごとに質疑を行います。決算書189ページをお開きください。189、190ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 191、192ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 193、194ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 195、196ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。

185ページをお開きください。185、186ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 187、188ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) なければ以上で歳出歳入の質疑を終わり、総括的質疑をお受けします。総括的な質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) よろしいですか。
では、なければ私から質疑がありますので暫時休憩します。

(暫時休憩)

(委員長副委員長交代)

○副委員長(箱崎英輔君) 休憩前に引き続き会議を再開します。国民健康保険事業特別会計の総括的な質疑をお受けします。質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○副委員長(箱崎英輔君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 3点ほど伺います。まず185ページの保険税の不能欠損についてですが、昨年度決算より増額になっていますが詳細の内容件数などについて伺います。令和4年度は時効が85件で126万5982円、処分停止は33件75万528円とご答弁いただいていたのですが、今年度についてはどのような内容だったかが1点。

あと2点目、186ページの保険給付費等交付金の保険者努力支援分について、昨年293万3000円から今年度453万2000円と増額しているのですが今年度の主な要因は特定健診について受診者が増えたことによるのか、それともそれ以外の要因があるのかが2点目。

あと3点目、令和12年度を目途に保険料率の統一に向けて課税方式を3方式にするというシミュレーションを行っているとのことだったのですが、資産割りが無くなる分の補填分として準備基金を取り崩して保険税が上がらないようにしていく方向性だにご答弁を過日いただいていたのですが、準備基金を取り崩すことによって何年先まで保険税を抑制していくことができるのか今後の見通しについて、この3点を伺います。

[奥田税務住民課長挙手]

○副委員長（箱崎英輔君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司君） 不能欠損の関係ですが、執行停止の部分が6人で52万8393円、消滅時効で15人209万2000円となっていて、合計で21名262万393円となっています。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） まず努力者支援交付金の関係なのですが、こちらの方は健診の受診率についてはそれほど上がらなかったのですが、保健事業と介護予防の一体的実施の方で加点ができていた部分だったり、あと健診を少し受けやすくするような受診勧奨をするといったところの部分で加点をして増額となっている部分があります。それと準備基金を取り崩しての保険税の部分だったのですが、安平町の方ではまず4方式の課税方式を3方式に移行させるために、そこで穴が空いた部分を基金を取り崩してそこに埋めることを命令は8年度を目途に行っています。その後3方式に北海道全域が、保険税が統一課税方式が統一されると令和12年度によいよ北海道で統一の保険税に決まるということになっています。いつまで基金が持つのかというシミュレーションなのですが、何年持つとはまだシミュレーションができていないのですが、基本的には令和8年度の4方式から3方式を目指してその穴を埋めるというところではシミュレーションできていますので、その部分は基本的に保険税が上がらないような形でシミュレーションしています。いずれにしても令和12年度の北海道全域の統一の部分がありますので、そこでは安平町も保険税が上がることが予想されていますので、そこを保険税が上がったとしても基金を取り崩しながらなるべく以降一気に上がらないような形を12年度そこも北海道と調整しながら目指しているところです。

〔三浦委員挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まず1点目。こちら先ほどの町税の議論と同じかなと思うのですが税の公平性と困窮者の抽出についても町税と同じご対応をされていくのかなと思うのですが、やっぱりこの国保税が払えないと病院にかかれなくなってしまうということで大変困ると思うのですが、令和5年度こちら短期証の発行はあったかどうか、それが適わなく生活保護に移行した例があるかどうか。その状況含め多分協議会で協議されているかと思うのですが、福祉と連携して進めていかれると思うのですが、そのような事例があったかというのが1点目。

あとは2点目、健診の受診率が上がっていないけど他で加点があったということでおっしゃっていただいたのですが、勧奨方法を変えてそれが加点につながったということでスタートしたばかりかなと思うのですが、その先どう受診率につながっていくかというのを見ていかれるかと思うのですが、その点の精査をされているかどうかは2点目。

あとは3点目、3方式になってからの穴埋めのシミュレーションはできているとのことだったのですが、やっぱりこれ12年に統一されてしまうとこの自治体も上がっていくのではないかなと。これの準備のために段階的に国保税を上げていって基金を用意していたかと思うのですが、ただでさえ国保税は高いので、これで払えなくなりましたと言ったら大変なことになるので、そこの先のシミュレーションと町民に対してどうご理解ご説明いただけるか、ここら辺も難しいかなと思うのですが、その点については今協議どの段階まで進んでいるか伺います。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司君） 貧困の方の短期証、資格証の関係ですが、短期証については令和5年度28名、資格証については0件となっていて、ご質問にありましたその点に関しては病院を受診できないということにはなっていないかなと思っています。また、生活保護になったかというのはちょっとそこは把握していません。

〔田中副町長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。この滞納の部分については先ほど三浦委員からありましたけれども各課、健康福祉課、介護、国保担当、水道関係、これらをもとに滞納整理対策協議会という会議の中でいかに滞納を無くしていくか、どういう事案で行っているかという部分の徴収の考え方等を会議で情報共有しているところです。以上、補足します。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） まず努力者支援交付金の部分の検診率の関係ですが、従来どおりの方法で健診の勧奨をやっていくのですが、今までこの特定健診に絡んで給付費とかも分析している部分で1点お知らせしたいのが、医療費が月30万円以上となる高額になるレセプトの上位が筋骨格系脊柱管疾

患、がん、虚血性心疾患、脳梗塞、腎不全が入っていきまして、これらで要介護認定者の要介護状況において心臓病を有する方が68.8%、脳血管疾患を有している方が28.4%ということ国保データベースで調べたりしながら、この重症化した生活習慣病に至った対象者は高血圧症だったり糖尿病、新脂質異常症という基礎疾患を保有していることが多いことがわかりましたので、そういった方へのアプローチをしていかなければならないとのことで健診率を上げていくと考えていきまして、あと介護の方でも介護予防事業の中で9期の介護保険事業計画でアンケートをとったりしていますので、その中で65歳以上75歳未満の方の情報も抽出したりしながらフレイルに関するような身体的フレイル、社会的フレイル、精神的フレイルという分類分けをしてその方に合ったプログラムを用意している最中で、その中で身体的フレイルにかかる方は健診の方にお誘いするという準備もしている部分があります。あと保険税の関係ですが、この12年を目指すというところがまずは安平町としては8年度、北海道としては12年度、広域化された仕組みを今運用しながらやっている部分がありますので、12年度をどうやってやっていくかというところが、まずはそこを目指してやっている部分だと思います。あとは社会保険の適用がすごく拡充したり、どんどんしていっていますので、そこで国保被保険者が減少していく部分とあとは後期高齢者がどんどん増えているという部分もありますので、最終的にはそういった国保被保険者の推移を見ながら国も多分対策を打ってくると思います。北海道もそこは考えているところだと思うのですが、そういった部分を町も北海道と一緒に考えながら進めていきたいと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 被保険者が減っても医療費が増えていったらまた保険税を余計に上げざるを得なくなっていくのかと思いますし、こここれ以上上がったら本当にさっきも言いましたが病院にかかれなくなってしまいますし。12年度目指すといってもここ統一、拙速にはしないようにと。地域性も違いますし提供される医療も違って町民からも提供される医療が他の違うのに保険税が高いのはちょっとどうしてかというお声もいただいているものですから。今後の保険税の見通しとか国保会計の運営自体についても協議会の委員会からも委員会を開かれてご意見いただいているのではないかなと思うのですが、ここでもどのような議論になっているのか。町民に対しては一枚紙を送ってはい上がりましてよと言っても、わからなかった、見方もわからないいつの間にか上がっていてなんでみたいになっていくと思うので、どう町民にも説明していくのか、いろいろ気になるころだったのですが、国保会計全体の運営についてもどのように方向、なるべく抑制とはおっしゃっ

ていただいていたのですが、なかなか難しい部分もあるのかなと思うのですが、この点についてはいかがですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 国保会計が平成30年度から広域化されて、基本的には保険給付費は北海道が今支払うことになっています。安平町はその広域保険者である北海道へ保険税と保険基盤安定負担金を含む予算額を納付金として支払っていると、その金額は過去3年間分の保険給付費の実績や高齢化等に鑑みて決められていると。こういった仕組みに平成30年度からの広域化ということでもう変わってしまっていて、町としては国と道が決めたことを、そこをうまく運用できるような形を何とか作っていかねばならないということで国保の運営協議会でも予算の説明をしたり、国保データヘルス計画の部分で説明をしながら健診の部分にかかる説明をして、了承は令和5年度の決算も了承されて6年の予算も了承されるという部分で話は進めています。あとはこの全体的な国保の運用状況どうするのかという部分は、これだけ社会が変化している中で社会保障と税の一体改革とかもありましたが、最終的に国が決めていかねばならない部分であると考えています。

〔田中副町長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。只今健康福祉課長が言ったところもそうなのですが、まずは医療費の抑制をどのように考えていくのかというのは先ほど言ったようなデータをもとに受診を増やしていく。国民健康保険税はあくまでも相互扶助ですので、その人数が先ほども言ったように後期高齢者への移行が多く、通常为国保税の部分が少なくなってくれば、医療費が上がればまたそこが出てくる形になりますので、先ほど言いましたとおりその受診率を上げるのと健康というものに対して保険者がどのような意識を持つのかをきちんと周知させて医療費の抑制を考えていかねばならない時期に入ってきていると。先ほども言いましたように悪性がんが10年間で安平町の場合331人亡くなっていると。心疾患が10年で230人、心疾患の手術をすれば1件にあたる部分がもう100万、200万、300万の単位で医療費が出てくると。ですからこういう部分のデータをもとに、いかに健康診断、健康指導を地域に入っていくかという部分が如実にもう出てきているというのが現状です。全体としては、まずは保険者の健康管理をきちんと持った中で医療費の抑制を進めていくことがまず第一歩と。先ほど健康福祉課長が国が道がという話がありましたが、それ以前に健康管理の部分に重点を

置きながら国保全体の運営に努めていきたいと考えています。以上、補足します。

〔三浦委員挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 答弁漏れですか。

○7番（三浦恵美子君） ダメですよ。

○副委員長（箱崎英輔君） よろしいですか。

○副委員長（箱崎英輔君） それでは暫時休憩します。

（暫時休憩）

（委員長副委員長交代）

○委員長（三浦恵美子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。国民健康保険事業特別会計の総括的な質疑は他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） なければ討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 討論なしと認めます。それでは直ちに採決します。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 異議なしと認め採決します。本委員会に付託された認定第2号令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 異議なしと認めます。したがって認定第2号につい

ては審査の結果、認定すべきものと決定しました。

◎ 令和6年第7回安平町議会定例会 認定第3号

○委員長（三浦恵美子君） 次に本委員会に付託された認定第3号令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 令和5年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明します。200ページをお開き下さい。歳入合計1億5121万5532円、歳出合計1億4995万232円、歳入歳出差引き残額126万5300円で同額を翌年度繰越額としております。この会計は保険料と保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合へ納付することが主なもので、その他事務費等の歳出に伴う交付金の予算となります。

はじめに歳入をご説明します。事項別明細書204ページをお開き下さい。1款後期高齢者医療保険料1項1目1節現年分では収入済み額1億1071万5600円で徴収率99.57%、2節滞納繰越分は収入済み額11万3900円で徴収率94.4%となっております。

2款繰入金1項1目一般会計繰入金1節事務費繰入金は、歳出1款の一般管理費事務費にかかる費用として繰入れ。2節保険基盤安定繰入金は所得の低い方の保険料軽減分を北海道から4分の3、それに町負担分の4分の1を加えた額を繰り入れております。

205ページにわたる3款諸収入3項雑入はマイナ保険証にかかる交付金となります。

4款繰越金は前年度繰越金となります。

続いて歳出をご説明いたします。206ページをお開き下さい。1款総務費、1項1目一般管理費10節需用費から12節委託料までは保険証の交付にかかる経費が主なものとなります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は保険料収入及び保険基盤安定繰入金を財源に広域連合へ納付するものとなります。

207ページにわたる3款保健事業費は脳ドック業務委託料の支出で16件分の実績となっております。

4款諸支出金は保険料の還付1件分となります。

5款予備費につきましては執行なしとなっております。

以上で説明を終わりますがご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 委員長（三浦恵美子君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本会計も歳出からページごとに説明を行います。決算書206ページをお開きください。206、207ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（三浦恵美子君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。204ページをお開きください。204、205ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（三浦恵美子君） なければ以上で歳入の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（三浦恵美子君） よろしいですか。なければ私から質疑がありますので暫時休憩します。

（暫時休憩）

（委員長副委員長交代）

- 副委員長（箱崎英輔君） 休憩前に引き続き会議を再開します。後期高齢者医療事業特別会計の総括的な質疑をお受けします。質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

- 副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員。

- 7番（三浦恵美子君） まず2点ほど伺います。1点目、204ページ後期高齢者保険料の不能欠損についてと収入未済についてですが、収入未済が昨年度よりもかなり落ちて努力されたのかなと思うのですが、不能欠損が昨年確か計上なかったと思うのですが今年度6763円が計上になっていて、こちらの詳細がわかればお願いしますというのが1点目。

2点目は、今後の国の方向性によってちょっと変わってくる場合もあるかと思うのですが医療費の窓口負担、こちら増額になっていくと思うのですが、月額の上限3000円の軽減措置が終了後どうなっていくのか。被保険者の医療費負担が増えていくことによって受診控えがないかと個人的な懸念があるので、この辺今制度変わったとか違うことになったよというのがあればそこら辺も含めてお知らせいただけたらと思います。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司君） 1点目、まず不能欠損の件ですが2件でして、理由としては相続人がいないことで取れないということです。

2点目、収入未済額の関係ですが47万となっていますが人数的には3名で少なくはなっているのですが、なぜここが上がっているかというお話ですが、後期保険料に関わらず国民健康保険でも住民税でもそうなのですが、どうしても前年の所得に応じてかかってくるというところでして、この方たちですが給与所得と年金所得があると、給与所得があったのですが75歳とかになって高齢になってきて会社なりお勤めを辞められて年金収入のみになってしまったと。そういうところで保険料が納められなくなっているというところでして。ただ、納税担当も頑張っています、この収入未済があるのですが、滞納としては引き続き現在は払ってくれていますので、来年はもうちょっと少なくなるのかなと考えています。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 窓口負担2割が令和4年10月1日から2割が始まりまして外来の負担額を3000円までに抑えるというのが令和7年9月までの特別な措置となっています。令和4年度なのですが2割負担の方が189人います、5年度もそれほど変わりがなかったということで報告を受けています。令和7年9月分までは外来の自己負担が3000円までに抑えられると、増額分が3000円までに抑えられるという措置が取られていますので、差し当たって大きな変化は今、受診控えとかいったことはないと思います。実際に給付費の分についても令和4年度が1億657万6718円の給付費がかかっていて、令和5年度は1億1127万7389円、差引400万671円の増となっています。

〔三浦委員挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まず1点目、そういうことは往々にあるかなと思うのですが、頑張って徴収するだけの対応はされていないと私も思っているのですが、今物価高騰に年金が追い付いていなくて生活が大変なので、こういう事例もまた出てくるのではないかなと。ご高齢になっていつまでも働くこともできないのでこういう事例が出てくるかなと思う中で医療費かかってくることもお歳召したら上がってくるので医療にかかれないうことがないようにぜひやっていただけたらと。丁寧な対応をこちら求めたいと思います。

2点目ですが、令和7年9月まではまだいいかもしれないけれどもその先ですよね。国の方向性がどうなるかわからないのですが。これにちもさっちもいかなくなると思いますか、いろんなものが更に上がっていますし、お米買えないという話も聞きますし、そういう状況で何を我慢するかといったら痛い苦しいのを我慢して病院行くのを我慢すると思うのですが、そのところをどうしていくか。自分たちで健診受けて頑張って健康管理もしているっていらっしゃると思うのですが、そこではお歳を召してきたらうまいかないこともいっぱいあると思うので。昨年度、過年度、令和6年度だったでしょうかね、ご答弁で市町村でしかできない支援は何とかして進めていくということでおっしゃっていただいたのですが、ここのちょっと広域ですし、なかなか難しい部分もあるかなとは思っているのですが、そこら辺どのように支援をして、令和7年9月以降はどうなっていくか。その辺のところを合わせてお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 後期高齢者医療のこの2割負担というのはかなり大きな制度変更だったとは思っています。ただ、受診控えが今のところないところは少し安心している部分があります。今後このような国の大きな制度変更は続いていくことは想定されるのですが、その市町村の補完的な支援というのは、こういった持続可能な社会保障制度の確立というこの国の施策においては、この市町村の担当者が、私がお答えするのはなかなか難しいと思っているのですが、大前提として社会保障政策、国の生活の根幹に関わるような財政的な支援はやっぱり国が行い、市町村は健診事業とか介護予防、高齢者虐待、権利擁護といった支援などは市町村でなければできませんので、そういった町民に身近な支援は精一杯行わせていただきたいと思います。これが国と市町村の基本的な役割であると私は考えています。今のこの世代の状況を考えてみますと、現役世代と将来世代の厳しい負担増が続くなか持続可能な社会保障制度確立のために全世代型社会保障改革というのは少しずつ進んでいまして、生産年齢人口の減少に対する少子化対策ということも子ども子育て給付金とかも出ている部分もありますので、今後は国の行動

を注視しながら状況を見て町としても適宜対応していかなければならないと
考えています。

〔三浦委員挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 身近な部分では一所懸命やっただいているのだら
うと思うのですが、問題は行政にできることも限られてくる部分が多いと
思うので、国に対しては先ほどの国保の件も合わせてしっかりと国でお金を
入れてほしいと、こういう現状で医療にかかれなくなったら困るというこ
とを行政としてもしっかり求めていただきたいと、私どもからもさせていただ
きたいのですが、その点について最後お願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） なかなかそこは難しい部分ではあると考
えていますが、適宜そのタイミングを見計らいながらできることはさせてい
ただきたいと考えています。

○副委員長（箱崎英輔君） よろしいですか。

○副委員長（箱崎英輔君） それでは暫時休憩します。

（暫時休憩）

（委員長副委員長交代）

○委員長（三浦恵美子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。後期高齢者医
療事業特別会計の総括的質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入
ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 討論なしと認めます。それでは直ちに採決したいと

と思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 異議なしと認め採決します。本委員会に付託されました認定第3号令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については審査の結果、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 異議なしと認めます。したがって認定第3号については審査の結果、認定すべきものと決定しました。

◎ 令和6年第7回安平町議会定例会 認定第4号

○委員長(三浦美恵子君) 次に本委員会に付託された認定第4号令和5年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 令和5年度の介護保険事業特別会計保険事業勘定歳入歳出決算の概要についてご説明します。209ページをお開きください。歳入合計10億5772万9286円、歳出合計8億7922万6310円、歳入歳出差引額1億7850万2976円で、同額を翌年度繰越額としています。この会計は65歳以上の1号被保険者と40歳以上65歳未満の加入者を2号被保険者として介護保険料と国費、道費、支払基金からの公費を財源に要介護認定を受けた方が利用する介護サービスに要する費用について給付する会計となります。

それでは歳入をご説明いたします。事項別明細書213ページをお開きください。1款保険料1項1目第1号被保険者介護保険料1節現年度分は収入済み額1億5006万5460円で収納率99.6%、2節滞納繰越分は収入済み額12万7360円で収納率1.03%。

214ページにわたる3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金から2項3目地域支援事業交付金までは、それぞれの事業に対する負担割合で交付され

ております。4目保険者機能強化推進交付金及び5目介護保険保険者努力支援交付金については地域包括ケアシステムの構築にかかる評価指標に基づく交付金となります。6目事業費補助金はシステム改修に伴う交付金となります。

215ページにわたる4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金及び2目地域支援事業支援交付金は介護給付、予防給付として交付を受けております。

5款道支出金1項1目介護給付費負担金から2項2目地域支援事業交付金までは、それぞれの事業に対する負担割合で交付されております。

216ページにわたる6款繰入金1項1目介護給付費繰入金から3目地域支援事業繰入金までは町が負担する割合分の繰入れとなります。4目低所得者保険料軽減繰入金は所得階層第1段階から第3段階の軽減分にかかる補填分として国、道交付金に町費負担分を合わせて繰り入れております。5目その他一般会計繰入金は、歳出1款職員給与費及び事務費にかかる繰入れとなります。2項1目介護サービス事業勘定繰入金は介護サービス事業勘定から地域支援事業費の財源として繰り入れております。

217ページにわたる7款繰越金は令和4年度からの繰越金となります。

8款諸収入は、コピー代の収入となります。

続いて歳出のご説明をします。218ページをお開き下さい。1款総務費、1項1目一般管理費1節報酬から219ページにわたる18節負担金補助及び交付金までは介護保険事業にかかる人件費2名分及び被保険者証等の印刷経費、事務室の電話料などが主なものとなります。220ページ、2項1目認定調査等費8節旅費から12節委託料までは介護認定審査会経費にかかる主治医意見書作成手数料及び町外委託の要介護認定調査業務が主なものとなります。2目認定審査会共同設置負担金は安平町の認定審査件数353件分の負担金となります。

2款保険給付費につきましては1項介護サービス等諸費から222ページ、6項特定入所者介護予防サービス等費まで介護保険利用サービスごとの支出となります。

3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費は総合事業の支出となります。223ページにわたる2項1目一般介護予防事業費は、介護予防教室等の経費となります。3項1目包括的支援事業・任意事業費については地域包括ケアシステムの推進にかかる事業が主な経費となります。224ページ、7節報償費は認知症サポーター養成講座等の講師謝礼及び各事業の参加にかかるポイント付与事業、10節需用費及び11節役務費は成年後見制度にかかる諸費用が主なものとなります。12節委託料は生活支援体制整備事業及び在宅医療・介護連携推進事業、介護給付システム保守点検業務の委託料となります。

225ページ、4款諸支出金1項1目は保険料還付金、2目償還金は前年度の

保険給付費の精算が主なもので国庫分・道費分・支払基金分に対するものとなります。

226ページ、5款予備費は、職員手当及び審査支払手数料の支出として充用しております。

続きまして、介護保険事業特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算の概要についてご説明します。228ページをお開きください。歳入合計923万7054円、歳出合計678万9070円、歳入歳出差引額244万7984円を翌年度繰越し額としております。介護サービス事業勘定は地域包括支援センターの所管業務である要支援者のケアプラン作成及び町指定管理のグループホームさかえに関する会計となります。

それでは歳入についてご説明いたします。事項別明細書232ページをお開きください。1款サービス収入1項1目介護予防計画作成収入は1491件となっております。2項1目自己負担金収入はサクルが指定管理事業者になる以前、委託業者の時に未納となった保険料の過年度滞納繰越分です。

2款繰越金については前年度からの繰越金となります。

次に歳出についてご説明します、233ページをお開き下さい。1款サービス事業費1項1目介護予防計画作成事業費は52件分の委託料となります。

2款予備費は備品購入にかかる支出として充用しております。

3款諸支出金につきましては介護保険会計保険事業勘定の地域支援事業の財源として繰出すものです。

234ページにわたる4款施設整備費はグループホームさかえの施設修繕及び備品購入にかかる支出となっております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（三浦恵美子君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います、本会計についてははじめに保険事業勘定、次にサービス事業勘定の順に質疑を行い、総括的な質疑討論の後、認定すべきものか否かを決したいと思います。ですがこれにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。それでは保険事業勘定の歳出から質疑を行いますので218ページをお開きください。218ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） なければ次に219、220ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 221、222ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 223、224ページで質疑はありませんか。

[米川委員挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 米川委員。

○7番(三浦恵美子君) 224ページの上から2段目報償費の中で講師謝礼とボランティア活動ポイント、これどういった内容の講義に対する謝礼だったのかと、それからボランティア活動ポイントというのはどういう活動に対して付与されたのかをお願いします。

[阿部健康福祉課長挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) まず1点目の講師謝礼なのですが、こちらは認知症の研修があった時の講師をお呼びして認知症サポーター養成講座の関係です。あとは在宅医療介護連携で各研修をやっているのですが、その時に先生をお呼びした時の講師謝礼としてお支払いしています。ボランティア活動ポイントについては、しゃんしゃん教室の参加、認知症サポーター養成講座の参加、オレンジカフェの参加があった時にポイントを付与しています。

○委員長(三浦恵美子君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) では225、226ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) なければ歳出の質疑を終わり歳出の質疑を行います。213ページをお開きください。213、214ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（三浦恵美子君） では質疑がなければ次にサービス事業勘定の質疑を行います。233ページをお開きください。233、234ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。歳入232ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） なければ両事業勘定の歳入歳出の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） なければこちら私から質疑がありますので、暫時休憩させていただきます。

（暫時休憩）

（委員長副委員長交代）

○副委員長（箱崎英輔君） 休憩前に引き続き会議を再開します。介護保険事業特別会計の総括的な質疑をお受けします。質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 2点ほど伺います。まず1点目、安平町在宅医療介護連携事業に関して令和5年度の実績と今後の方向性について伺います。

2点目、不能欠損82万1850円が計上されていますが令和4年度確か計上なかったのかなと思うのですが、収入未済の関係もちょっと減ってはいないのではないかなと思うのですが。未納があると保険が使えなくなっていくということを被保険者に周知しているとのこと答弁を以前いただいていたのですが、どのようにこの今の数値と取り組みについて検証されていて今後の取り組みをどうしていくか、どのように整理されているか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 在宅医療介護連携推進事業の実績なのですが、こちらの方は基本的には在宅医療と介護サービスを一体的に提供することだったり入院から退院、在宅との復帰をスムーズな支援を行えるようにするため、要綱に定めながら各事業を行っている部分です。連携にかかる相談支援の取り組みは、あびら追分クリニックに介護連携相談窓口を設置していただきまして看護師2名が対応にあたっています。昨年、令和5年度の研修事業ですが、苫小牧東病院の緩和ケア認定看護師によるアドバンスケアプランニングの基本についてという研修を行っていただきまして、各福祉事業所、医療関係者、包括支援センター職員が24名参加して参加者とともに人生最後の意思決定支援の考察を深めてまいりました。それが主な令和5年度の実績となっています。

滞納の部分と不能欠損の部分ですが、こちらは滞納されていた2名の方がお亡くなりになりまして、ご家族等にもお話をさせていただきながら相続の関係についてしないということだったものですから、そこは家庭裁判所に確認して相続していなかったということでこれ以上どうしようもないというところで不能欠損の処分とさせていただきました。滞納の部分はなかなか減らなくてですね、今のところ1144万8830円。件数にして324件、実人数は130人ということになっています。対策としては督促状を随時送付して、場合によっては電話連絡による分納の協議。あとは介護認定申請の際には必ずこれは滞納があるため償還になってしまう等の説明をしながら長期に滞納している部分がある場合は納付の誓約書を提出してもらい計画的な納付となるように対応しています。あとは行革プラン2022に基づいた副町長を本部長とする町税等滞納整理対策本部会議にて、このことも協議しながら税務住民課とも連携した対応をとっています。

〔三浦委員挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 1点目、取り組みについては良い取り組みをされているかなと思うのですが、今後の取り組みについて何かプランがあればお知らせいただきたいのと。

2点目のこちらも、いずれところだとは思いますが。町民の方あれですよ、嫌でも認定審査を受ける時には滞納があれば使えなくなるというのがわかると思うのですが、そうなる前の周知がどうなっているか。あとは払えない事情もあるのかなと思うので拙速な対応をしていないかと思うのですが、その点についてお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 在宅医療介護連携の部分ですが、あとは基本的には福祉事業者、福祉関係者と医療職の部分で、介護の支援にかかる部分で、なかなか医療職だと医療の専門職、介護の部分だと福祉的な専門性というところでそのコミュニケーションがなかなかうまくいかない部分がありますので、そこをつなげられるようなことを、今後はそこに力を入れてやっていきたいと思っています。

滞納の関係については、今回9期計画を策定してパンフレットにもパンフレットは全戸配布して滞納の部分についても1年以上滞納すると費用の全額を自己負担して申請により償還給付となると。1年6か月以上滞納がある場合は費用の全額を自己負担し、申請後も一部又は全額は差し止めされて滞納の保険料に充当すると。2年以上になりますと利用者負担が3割から4割となって高額サービス等が払えないというところはお知らせをしながらですね。所得が確定して6月中に納付書を送付しているのですが、そこで1期6月末、2期8月末、3期10月末、4期は12月末というこのタイミングで調整しながら滞納があった部分については納付のお願いの督促状を出しているという部分があります。そこはそことして対応しながら申請があった際にはこういった法律がありますので、とはいえ介護が必要になって申請している部分がありますので、そこは分納の計画書を役場と被保険者の方で作って生活が困らないような介護のサービスもきちんと受けられるような形で納付をお願いしている部分があります。

〔三浦委員挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 1点目はわかりました。

2点目、なかなか難しいですね。必要だから受けていただきたいけれども分納をお約束いただければ通常どおりこちら介護サービスが受けられるのか、所得に応じた負担で。それでなくても不足給付費の負担が増えてきているので、そこら辺、経済的な状況で資格は持っていてもなかなか介護サービスを増やすことが現実に難しくなるとかケアプランの作成も有料化になるとかそういうことも出てきていて、これもどうなるか今後の方向性がわからないのですが、その点踏まえて受けられない人がいないようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。その辺対応どうなっていますか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 副委員長（箱崎英輔君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） その分納の誓約書を出していただいて、分納の計画を作りながら、とはいえ介護保険のサービスも使うと1割負担かかってしまいますので、そこはケアプラン作る際に基本的には介護保険の基本理念である利用者の自立支援といった部分がありますので、過剰にサービスを入れるようなことはケアプランはしていませんので、そこは本当に必要なサービスというところは必ず入れてそのサービスを入れないと自立が支援にはなりませんので、逆に状況が悪くなっていくことがありますので、そうすると当然給付費が上がっていく、要介護度がどんどん上がっていくこととなりますので、そこはケアマネージャーともその部分は相談しながら。ただ、納付はお願いしていると部分です。
- 副委員長（箱崎英輔君） よろしいですね。
- 副委員長（箱崎英輔君） それでは暫時休憩します。

（暫時休憩）
（委員長副委員長交代）

- 委員長（三浦恵美子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。介護保険事業特別会計の総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（三浦恵美子君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（三浦恵美子君） 討論なしと認めます。それでは直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（三浦恵美子君） 異議なしと認めます。これより採決します。本委員会に付託されました認定第4号令和5年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については審査の結果、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 異議なしと認めます。したがって認定第4号については審査の結果、認定すべきものと決定しました。

○委員長(三浦恵美子君) では、ここで午後3時40分まで休憩とします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時40分

○委員長(三浦恵美子君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎ 令和6年第7回安平町議会定例会 認定第5号

○委員長(三浦恵美子君) 本委員会に付託された認定第5号令和5年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊となります。説明を求めます。

[佐々木水道課長挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 水道課長。

○水道課長(佐々木貴之君) 令和5年度安平町公共下水道事業特別会計の決算概要について説明いたします。別冊の令和5年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の1ページをお開き下さい。決算の結果となりますが、歳入合計7億1918万4585円、歳出合計6億9469万674円、差引残額2449万3911円となります。この残額は下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い同法の規定による安平町下水道事業会計へ引き継ぎをしております。令和5年度の公共下水道事業の主な内容といたしましては、管きょ工事では安平地区の下水道本管の新規整備工事を継続し、処理場では追分浄化センターの耐用年数を超えた電気機械設備改築更新にかかる詳細設計、これをストックマネジメント支援制度にて実施しております。

それでは歳入の概要から。2ページ下段歳入合計欄をご覧ください。予算現額の合計7億989万円、調定額の合計7億2485万7989円、収入済み額の合計7億1918万4585円、不納欠損額の合計38万410円、収入未済額の合計529万2994円となり、予算現額と収入済み額の対比はプラス0.01%となっております。この具体的な内容につきまして事項別明細書5ページをお開き下さい。

1款分担金及び負担金の合計は調定額331万7652円に対し収入済み額272万9652円、不納欠損額27万6900円、収入未済額31万1100円となります。その内訳として1款1項1目追分地区の下水道受益者分担金は新規賦課6名を含む収入は19万3052円で、消滅時効による不納欠損処理が11名分24万9600円発生しております。次に2項1目早来・安平地区の下水道受益者負担金は安平地区で新規対象者が34名で収入額は253万6600円となります。また、不納欠損処理が制度の不理解により2名分2万7300円が発生しております。

次に2款使用料及び手数料の合計は調定額9309万7240円に対し収入済み額8801万1836円、不納欠損額10万3510円、収入未済額498万1894円となります。内訳として1項1目下水道使用料は収入済み額8767万836円で、不納欠損額10万3510円、収入未済額498万1894円を滞納繰越金としております。まず下水道使用料の収入ですが、前年度より約24万円の減収となっております。この要因といたしまして水洗化済み人口の減少によるものです。なお、下水道使用料での不納欠損は生活困窮状態から町外へ転出した7名の方により10万3510円が発生しております。次に6ページ、2項手数料は排水設備工事にかかる申請や指定工事店及び責任技術者の申請・更新の手数料収入のまとめとなります。

続きまして3款国庫支出金1項1目都市計画費補助金は、補助対象事業の工事や委託等の財源としての補助金で4419万7700円の収入となります。内容は管路新設工事を安平地区で3件、管路詳細設計を追分地区で1件、また工事に伴う家屋調査等の委託業務費にかかる補助金となります。

次に4款繰入金1項1目一般会計繰入金は企業債の元利償還金、また会計財源の調整に充てるため3億8964万4000円を一般会計より繰入を受けたものであります。この内訳といたしましては下水道事業債及び資本費平準化債の元利償還金の支払分2億9500万713円、また全体の財源調整のため9464万3287円繰入したものととなります。

続きまして5款繰越金は前年度令和4年度決算による剰余金563万1678円を編入したものです。

次に7ページにわたります6款町債1項1目下水道債につきましては、備考欄に記載のとおり通常の建設事業の財源としての公共下水道事業債と一般会計の負担緩和のため企業債の償還に充てることができる資本費平準化債の借入、また公共下水道公営企業会計適用債は公営企業会計への移行に向け令和5年度分までの固定資産の整理委託料に充てるものとなります。

次の7款諸収入1項1目雑入につきましては、消費税還付金及び建物災害

見舞金として1066万9719円の収入となります。

続きまして歳出についてご説明いたします。13ページをお開き下さい。歳出予算現額の合計7億989万円に対し支出済額の合計が6億9469万674円、不用額は1519万9326円となり執行率は97.9%となっております。それでは歳出の内容につきまして事項別明細書8ページをお開き下さい。

1款管理費は事業の経常、継続的な経費であり予算現額1億4534万8000円に対し支出済額が1億3128万5298円となり執行率は90.3%となっております。まず、1項1目一般管理費7節報償費の受益者分担金前納報奨金は分担金の全額前納者に対しての報奨金で2件の合計となります。次の8節旅費につきましては想定していた会議が書面開催により実績なしとしております。

次の10節需要費、11節役務費は備考欄に記載のとおり。12節委託料と13節使用料及び賃借料は下水道台帳システムにかかる各費用。17節備品購入費はバンタイプの公用車購入にかかる年賦金の支払い。次に9ページへわたる18節負担金補助及び交付金の内訳は備考欄の記載のとおりとなります。次の22節償還金利子及び割引料は還付金については対象事案がなく実績なしとしております。次の26節公課費、消費税・地方消費税は、令和4年度分の確定申告、また令和5年度の間納付にかかるもので合計48万9600円の納付となります。

続きまして2目の施設管理費に移ります。こちらの科目は早来・追分・安平各浄化センターや下水道施設の維持管理等の経費となります。まず、10節需用費、消耗品費は主に公用車と非常灯用のバッテリーや職員の路上作業時の安全用具等を購入したもの。燃料費は非常用発電機用の油脂類や軽油代。修繕料は主に計画的に実施している浄化センターやマンホールポンプ場の器機の分解整備や不測の故障に対応した計12件の費用となります。次の11節役務費、通信運搬費は早来・追分浄化センターでの専用回線使用料、手数料は浄化センターに備えております非常用発電機の電気保安管理委託等で、保険料は下水道施設にかかる損害保険及び火災保険料となります。次に10ページ、12節委託料の内容に移ります。まず脱水汚泥処分業務委託料は早来・追分各浄化センターから発生する濃縮汚泥約446tの運搬・処分費。次の管内清掃業務委託料は下水道本管内で砂や油の堆積による閉塞対応の費用。次の汚泥運搬業務につきましては安平浄化センターから早来浄化センターへ濃縮汚泥を33m³運搬した費用となります。次の浄化センター維持管理委託料ですが安平浄化センターは単年度契約としておりますが、早来及び追分浄化センター並びにマンホールポンプ所の管理につきましては令和4年度から4年間の包括的民間委託を実施しております。次の下水道施設維持補修委託業務はマンホール周りの段差対応や宅地内のマス等の補修費用となりますが、突発的な不具合に備え年度末まで予算を確保しているため、例年不用額が多くなっております。次に13節使用料及び賃借料はJR敷地にかかる下水施設5件の賃借料、15節原材料費は浄化センターの汚泥ポンプや脱臭用活性炭等の交換部品

等の購入費となります。次に17節備品購入費は早来浄化センターで使用している産業用大型除湿機と追分浄化センターの低温乾燥機の購入費用となります。

次に2款事業費に移ります。この2款では職員の人件費や補助事業にかかる事務経費、また浄化センターの改築・更新工事、委託料そして通常の工事請負費を支出しており、予算現額1億7580万9000円に対し支出済額は1億7520万4663円で執行率は99.7%となります。

それではまず1項1目下水道整備費について2節給料から11ページにわたります3節職員手当等、4節共済費までは、下水道担当職員5名の人件費の経費で詳細は備考欄に記載のとおりとなっております。次に8節旅費は補助事業にかかる申請等の普通旅費で、10節需用費の消耗品費は参考図書を購入や大型複合機用の紙や専用インク代となっております。燃料費は公用車1台の燃料費となります。次に12節委託料につきまして、公共下水道測量調査設計委託料は下水道工事に伴い隣接する家屋に対して工事による影響の有無を調べる調査費、またストックマネジメント支援制度の基本設計委託料、次の地方公営企業法適用業務委託料は、公営企業会計移行に向けた公営企業会計システムの導入また移行における業務に対する支援委託業務の実施となります。次に13節使用料及び賃借料、駐車場使用料につきましては駐車券購入等の使用実績がございませんでした。次に12ページにわたる14節工事請負費、公共下水道施設新設工事は安平地区の3件と安平地区工事で支障となる水道本管の一部切回し費用の計上となります。次に18節負担金補助及び交付金は担当職員5名の退職や福祉にかかる負担金で、詳細は備考欄に記載のとおりであります。

続きまして3款公債費へ移ります。予算現額3億8823万3000円に対し決算額3億8820万713円で執行率は約99.9%となります。この内容につきましては、これまで下水道事業の財源として借入れした下水道事業債及び資本費平準化債の元利償還を記載のとおり支出しております。

次に4款予備費につきましては利用実績はございませんでした。

次の最終13ページに歳出の合計が記載されております。

以上で令和5年度安平町公共下水道事業特別会計決算概要のご説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦恵美子君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。歳出からページごとに質疑を行いますので公共下水道事業特別会計決算書8ページをお開きください。8ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 次 9、10ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 11、12ページで質疑はありませんか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 11ページの委託料ですね。この中での公共下水道の測量調査設計委託料とあるのですが、これどの地域。全体的にどれぐらいの幅の設計を委託しているのか。地域的に教えてください。

〔佐々木水道課長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 少々お待ちください。大変失礼しました。11ページの委託料、公共下水道測量調査設計委託料ですが、この内訳としては追分浄化センターの実施設計の委託業務、これ J S の協定となりますが、その改築に伴う設計と下水道工事に伴う家屋調査 3 件分。それと下水道管渠実施設計、これ追分処理区になりますが、管渠の詳細設計となっています。この 3 つ合わせた額が1642万9100円の内訳となっています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 影響調査の 3 件というのはどの辺の、まあ追分地区での調べをするということは大体の形でお聞きしたと思うのですが、この 3 件というのは、あらかじめどこだとは設定されているというか、もう調べないといけないところに入っているかと思うのですが、地域的なところを教えてください。

〔佐々木水道課長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 家屋調査の地区なのですが、これは追分処理区になりまして昨年追分地区の若草というところで修繕工事をやっているのですが、そこに該当する 3 件の費用となります。

[高山委員挙手]

○委員長（三浦恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） ということは、これ追分地区の部分はもうやって早来地区の方はもうそういうことは終わっているということなのですか。また、これから先やられるという計画があるのかどうか。それだけ教えてください。

[佐々木水道課長挙手]

○委員長（三浦恵美子君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 安平地区になりますが、家屋調査については事前調査と事後調査をやってしまして令和5年度の工事に対する事前調査は5年度にやっけてしまして、事後調査については今年度、6年度にやっけてる状況です。なので6年度の工事についても時期にもよりますが、雪降る前に工事が終わればその年で終わることもあるのですが、大体工期が年を越してしまうと測量調査ができませんので次年度に行くということもあるのですが、この5年度の決算については、その年で一応終わっているところになります。

○10番（高山正人君） もう一つ。

○委員長（三浦恵美子君） 答弁漏れですか。

○10番（高山正人君） 早来地区はこれから先の調査はあるのかどうか。もうそういうのはしないのかどうか。

[佐々木水道課長挙手]

○委員長（三浦恵美子君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 今後、令和6年と7年も工事に合わせての調査ですので工事が出てくれば調査も伴って出てくることになります。

○委員長（三浦恵美子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 次13ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) よろしいですか。

[米川委員挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 米川委員。

○2番(米川恵美子君) 6ページの繰入金が計上されていますが、これ一般会計からの繰出金ですから、これが無ければ下水道工事の収支は採算が取れていないということなのではないでしょうか。

[佐々木水道課長挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 水道課長。

○水道課長(佐々木貴之君) そうですね。採算と言いますか一般会計の繰入をいただいて財源調整しているところになっています。

[米川委員挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 米川委員。

○2番(米川恵美子君) そうしますと、将来的には値上げするということも考えられるのでしょうか。

[佐々木水道課長挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 水道課長。

○水道課長(佐々木貴之君) 今言われた一般会計からの繰入も貰っている状況なので値上げというのは考えていかなければならないと思っていますが。上げる料金とかタイミングについては今年度、令和6年度に下水道の経営戦略という委託業務やっていますが、その結果に基づきながら今後協議検討して決めていきたいと考えています。

○委員長(三浦恵美子君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) なければ7ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) では、なければ以上で歳入歳出の質疑を終わり総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) よろしいですか。では、また私から質疑がありますので暫時休憩します。

(暫時休憩)

(委員長副委員長交代)

○副委員長(箱崎英輔君) 休憩前に引き続き会議を再開します。公共下水道事業特別会計の総括的な質疑をお受けします。質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○副委員長(箱崎英輔君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 先ほどちらっと出ましたが令和6年、7年までに確かな具体的な経営戦略を出すこと求められていると思うのですが、今後の事業の見通し、少し料金上げなければいけないとおっしゃられたのですが、どのように整理されて経営戦略につなげていくのか伺います。

[佐々木水道課長挙手]

○副委員長(箱崎英輔君) 水道課長。

○水道課長(佐々木貴之君) そこら辺も含めてまだ経営戦略の委託の業務の途中ですので。今年度いっぱいまでかかりますけれども、そこら辺業務でできた段階で7年度検討していく流れになっています。

[三浦委員挙手]

○副委員長(箱崎英輔君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 確かこちらについて昨年から当初予算から20%上げると胆振管内で高くなるということで一番高くなるという答弁で社会情勢を踏まえながら検討するともおっしゃっていたのですが、このような今の物価高騰

の状況が続いていて町民の皆さんの生活も大変になってきているので、こちら辺含めて委託業者にもやってもらえるように要望しているかどうか、この辺のところお願いします。

〔佐々木水道課長挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 業務の内容、この厳しい状況の中での反映というところだと思いますが、当然やっている業者の方もその辺は認識している部分もありますし、町の方もその辺は踏まえて協議はしています。また、安平町だけでなく近隣だとか他の自治体のやり方とかも参考にさせてもらいながら今後の動向含めて検討してまいりたいと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 計画が出された段階で議会にも説明があると思いますが、町民に対しても丁寧な説明をお願いします。これは要望です。以上で終わります。

○副委員長（箱崎英輔君） それでは暫時休憩します。

（暫時休憩）

（委員長副委員長交代）

○委員長（三浦恵美子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。公共下水道事業特別会計について総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） 討論なしと認めます。それでは直ちに採決します。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 異議なしと認め採決します。本委員会に付託されました認定第5号令和5年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については審査の結果、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 異議なしと認めます。したがって認定第5号については審査の結果、認定すべきものと決定しました。

◎ 令和6年第7回安平町議会定例会 認定第6号

○委員長(三浦恵美子君) 次に本委員会に付託された認定第6号令和5年度安平町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊になります。説明を求めます。

[谷村水道課参事挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 水道課参事。

○水道課参事(谷村英俊君) 令和5年度の安平町水道事業会計決算の概要についてご説明いたします。令和5年度安平町水道事業会計決算書1ページをお開き下さい。決算報告書の(1)収益的収入及び支出の収入、第1款第1項営業収益は水道料金及び給水工事手数料等で決算額1億7195万6590円。第2項営業外収益は一般会計繰入金のうち企業債償還利子の一部及び早来臨空工業団地専用水道施設の管理受託収入、並びに経営安定化繰入金、長期前受金戻入など2億1081万4303円となり、収益的収入全体で3億8277万893円の決算額となります。

続いて支出、第1款第1項営業費用は各水道施設の維持管理経費、人件費、減価償却費等で決算額2億9655万9362円。第2項営業外費用は起債償還利子等で1624万6138円、第3項特別損失は過年度還付金で7070円、第4項予備費につきましては決算額なしとなり、収益的支出全体で3億1281万2570円の決算額となります。

続いて2ページ。(2)資本的収入及び支出の収入、第1款第1項企業債は配水管工事、配水池実施設計委託の財源として決算額3580万円。第2項負担金は地方公営企業繰出基準に準じた一般会計繰入金等5390万3658円となり、資本的収入全体で8970万3658円の決算額となります。

次に支出。第1款第1項建設改良費は水道布設工事費、配水池実施設計委託費などで決算額6422万5387円。第2項企業債償還金は元金分の償還金として1億640万9850円となり、資本的支出全体で1億7063万5237円の決算額となります。

3ページ。令和5年度安平町水道事業損益計算書は企業の経営成績を示すものですが、令和5年度決算においては3ページ下から4行目の当年度純利益が6416万8101円となり、同じく下段3行目の前年度繰越利益剰余金1億3703万8103円。減債積立金を未処分利益剰余金変動額とした2行目のその他未処分利益剰余金変動額3988万8240円と合わせ2億4109万4444円が令和5年度末の未処分利益剰余金となります。

4ページ。令和5年度安平町水道事業剰余金計算書は剰余金の増減変動の内容を表すものとなります。減債積立金は3988万8240円を目的使用である元利償還分として取り崩し、当年度末残高は1787万9192円。未処分利益剰余金は当期純利益6416万8101円が追加となり、当年度末残高は2億4109万4444円となり補填財源として繰越すものとなります。

5ページから7ページにわたる水道事業貸借対照表は企業の財政状況を示すもので、企業が保有するすべての資産、負債及び資本を表すものとなります。資産の合計と負債・資本の合計が同額となることからバランスシートとも言われています。

5ページの資産合計は33億311万3831円、6ページ負債合計25億4372万5505円と7ページの資本合計7億5938万8326円を合わせると、前述しました5ページの資産合計と同額となります。

8ページ以下は財務諸表附属書類となります。8ページの令和5年度安平町水道事業キャッシュ・フロー計算書は、1. 業務活動によるキャッシュフロー、2. 投資活動によるキャッシュフロー、3. 財務活動によるキャッシュフローで構成されておりますが、発生主義会計である地方公営企業会計制度では収益・費用を認識する会計期間と、現金・収支を認識する時期に差異が生じることから現金の収支の流れを示すものとなります。最終行にあります資金期末残高1億1785万5374円が5ページの貸借対照表2. 流動資産(1)現金預金の額と同額となります。令和4年度決算と比較し3120万6458円増額となりますが、これは令和5年度に経営安定化の財源補填分として計上しました一般会計負担金により経営の安定化が図られたものとなります。

続きまして安平町水道事業報告書により概要説明をいたします。9ページをお開き下さい。(1)総括事項①業務につきましては、令和5年度末の給水人口は前年度対比で61人減の6514人、給水戸数は20戸減の3410戸となりま

した。年間総配水量は前年度対比で0.7ポイント増の78万1132m³、有収水量は1.4ポイント増の70万7743m³、有収率は0.63ポイント増の90.60%となりました。②収益的収支につきましては税抜きで収益的収入3億6554万1254円に対し収益的支出3億137万3153円となり、純利益が6416万8101円となりました。③資本的収支につきましては税込みで資本的収入8970万3658円に対し資本的支出は1億7063万5237円となり、不足する8093万1579円につきましては消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金及び減債積立金で補填しています。

10ページから14ページまでは工事等の概況を掲載していますのでご参照願います。

次に15ページから17ページの令和5年度安平町水道事業収益・費用明細書により主な事項についてご説明いたします。こちらは税抜き表示となります。収益、1款水道事業収益は水道料金、一般会計繰入金、受託事業収入が主な収入となります。1項営業収益1目給水収益1億5402万94円は前年度対比で482万533円、3.23ポイントの増となります。この要因につきましては富門華寮の給水開始による配水量の増加が大きな要因と考えられます。

なお、水道料金の収入未済額につきましては令和6年3月31日現在で平成25年度から令和5年度分について324件、680万3083円となりますが、水道事業会計は出納整理期間が無く3月31日で打ち切りになることから、令和6年3月分の未収額が大きくなってしまいます。令和6年10月20日現在では4月1日以降33.2%の収納があり、収入未済額は65件、454万5199円まで減少しております。収納率につきましては、この段階で97.4%となります。2目その他営業収益は、給水工事手数料及び指定業者登録手数料で253万4500円となります。2項営業外収益は起債利子の償還にかかる他会計補助金など備考欄に記載のとおりとなります。

16ページ、1款水道事業費用1項営業費用は各水道施設等の維持管理経費、職員人件費等が主な支出となります。1目原水及び浄水費は浄水場の維持管理に要する経費。2目配水及び給水費は技術系職員2名の人件費と水道管路の維持、水道メーター管理に要する経費等で、17ページにわたる3目総係費は職員2名分の人件費と水道事業経営全般にかかる経費で構成されています。

17ページの17節貸倒引当金繰入額は、これまで特別損失として計上していました水道料金の不納欠損処理額となります。令和5年度の不納欠損処理額は居所不明を含む7名の5年を超える部分の徴収停止により12万1720円を不納欠損としたもので、その他7万8280円は債権回収が困難と想定した額を貸倒引当金として計上したものととなります。4目減価償却費は固定資産の減価償却分を費用として計上しています。2項営業外費用3項特別損失は備考欄に記載のとおりとなります。

次に18ページ、水道事業資本的収支明細書についてご説明いたします。1

款資本的収入は企業債借入、起債償還等にかかる一般会計繰入金が主な収入となり、それぞれ備考欄に記載のとおりとなります。

19ページ、1款資本的支出1項建設改良費は水道管布設にかかる工事費等を支出するもので、主な事業につきましては決算書13ページに重要契約の要旨を掲載しておりますのでご参照願います。

ここで13ページの重要契約の要旨の主だった事業2点についてご説明を致します。まず、北進配水池実施設計委託につきましては、既存の古い配水池が埋設されていた場所に容量950トンの埋設型RC造の配水池を更新する設計となっており、地盤の耐震性も確認されているものとなります。施工につきましては、新たな水源の確保が優先される状況になったことから令和9年度以降と考えています。

次に北進浄水場監視制御設備改修工事につきましては、自動運転には欠かせない技術であるシーケンサーを更新したことにより、ノイズが発生した場合でも電子部品の交換がスムーズに行えるなど、より安定した水処理を可能としております。

引き続き19ページをご覧願います。2項企業債償還金は企業債償還金元金分の支出となります。平成29年度に施工しました遠浅地区配水管移設工事等にかかる借り入れ分の償還が開始となったことに伴い、前年度と比較し520万円増額となっております。

20ページから21ページの固定資産明細書は、右端に記載しています年度末償却未済額及び21ページの年度末現在高、こちらは5ページの貸借対照表、有形固定資産合計・無形固定資産合計と同額となります。

22ページから23ページ企業債明細書は、未償還残高の合計が6ページ貸借対照表の3.固定負債(1)企業債、イの建設改良費等の財源に充てるための企業債及びその下4.流動負債(2)企業債、イの建設改良費等の財源に充てるための企業債の合計と同額となりますのでご参照願います。

以上で概要説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○委員長(三浦恵美子君) 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本会計については、はじめに収益的費用の質疑を行い、次に資本的収支の質疑を行い、その後総括的質疑、討論の後に認定すべきものか否かを決したいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。それでははじめに収益的費用の質疑を行いますので決算書16ページをお開きください。

16ページ1款水道事業費用について。16ページから次の17ページまで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) なければ費用の質疑を終わり、収益の質疑を行います。15ページをお開きください。15ページの質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) なければ次に資本的収支の質疑を行います。19ページをお開きください。資本的支出についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) なければ収入の質疑を終わります。18ページをご覧ください。1款資本的収入についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(三浦恵美子君) 質疑がなければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

[米川委員挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 米川委員。

○2番(米川恵美子君) 水道の検針ですが、あまり日にちをおかないで毎月同じぐらいの日にちに検針して各家庭に伝票が入れられている、大変な作業だと思うのですが1件1件回りますので。安平町全体でどれぐらいの人数の人がその仕事をしていただいているのか。また、給料というものについてはどのようになっているのか。受け持ち1件につきいくらとかなっているのか、どうなっているのかお尋ねします。

[谷村水道課参事挙手]

○委員長(三浦恵美子君) 水道課参事。

○水道課参事(谷村英俊君) 検針については今シルバー人材センターの方に委託してまして、人数については早来地区、追分地区それぞれ3名で検針を担当していただいています。それと賃金といいますか単価については、市街

地と農村地区と言いますか市街地と郊外ですかね、市街地については単価1件60円。郊外については単価1件120円ということで委託しています。

〔及川町長挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） ご質問の趣旨からいくと検針が大変だというご質問ですので、今農村地区の方はスマートメーターを付けていただいて、検針に行かなくてもそこがわかるような農村地区の冬は本当に大変なものですから、そういったことで進めさせていただいています。

〔米川委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 昨今話題になっていますね。人件費の高騰ということを考えましたらね。1件60円。これが妥当なのかどうかわかりませんが、近いうちに値上げするといった考えはないのでしょうか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） この単価については、シルバー人材センターと協議を行いながら単価設定をしているところです。

○委員長（三浦恵美子君） 他に総括的質疑はありませんか。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） 決算資料の方をお聞きしたいと思うのですが、滞納繰越額に関するものの令和5年度のところ。この数字のままこの表を受けとめていいのか、令和5年度は例えば人数150、早来地区とか全体で279さ、それまでとの数字がすごい増えているのですがその要因と、それから、その方々は水は止められているのかどうか。この2つお願いします。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 説明の中でもお話したのですが、3月31日で打ち

切り決算になるものですから未納額がどうしても増えてしまうという状況になってしまいます。それでその件数、令和5年度でいけば279件の263万6940円、これは生の数字ということになります。ただ、その後4月からこれまでの間でだいたい30%ぐらいは納付がありましたので、やはり3月末打ち切り決算というところがこの未納額を大きくしている要因かなと考えています。それと滞納によって給水停止をしたところはあるのですが、現在居住実態のあるところで水が止まっている所は無いです。水を止めているところはありませんがそこは居住実態がないところとなっています。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） 数字についてはわかりました。でも年度が変わって数字が落ちたとしても少し多いのかなという印象ですね。あと今まで水を止め続けたということはないのですよね、ライフラインというか。でも払っていないのに水を出すということをして今しているということによって受けてもいいのか。わかりづらいですかね。滞納しているのに水を出しているのかということが1つと。それからこの数字が来年度にならないとわからないと思うのですが、それにしても少しこの滞納の繰越額が多いのではないかと、何か原因があるのではないかとこの2つ。わかる範囲でお願いします。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（三浦恵美子君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） まず滞納者の対応で、担当者もそうなのですが私も含めて実際に面談をしてどういった状況で料金が払えないのかということの聞き取りをした上で、その前には給水停止をしますという通知を出してからなのですが、出してその後で面談をする状況になっています。その中で聞こえてくるのは雇用が無いというような声が聞こえてきて、それで支払いたくても払えないという状況にあるというような、そういうことは聞くことがありますけれども、ただそれが未納が増えている要因とは考えていませんので、要因というより水道担当として面談、たくさんやって未納の回収していく努力をしていきたいなどは考えています。それと水を止め続けた。水道料金の滞納の方については本当に面談をして計画書を作ってもらってそのとおりにいかない時は本当に停水処分をしてということをして正直繰り返している状態です。

○委員長（三浦恵美子君） 他に総括的質疑はありませんか。

[高山委員挙手]

○委員長（三浦恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） わからないので教えていただきたいのですが、14ページに記載されている（6）のたな卸資産の中で、たな卸資産というのは何が残っているのかわからないものですから教えていただければと思います。

[谷村水道課参事挙手]

○委員長（三浦恵美子君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） メーター器と継手と、今在庫であるのはそれぐらいですかね。口径はそれぞれ違いますけれども。

[高山委員挙手]

○委員長（三浦恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） ということはメーター器と機材は、ある程度は役所側に押さえてキープしているという材料だということに理解しました。

○委員長（三浦恵美子君） 他に総括的質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） では、私からも質疑がありますので暫時休憩します。

（暫時休憩）

（委員長副委員長交代）

○副委員長（箱崎英輔君） 休憩前に引き続き会議を再開します。水道事業会計の総括的な質疑をお受けいます。質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 過日ご答弁いただいていた水道ビジョンの策定についてですが、ご答弁によると自治体間の広域化や緊急連絡管でのポンプの停止の取り組みとか水質検査による薬品費の節減など、いろいろ経費の削減策も

考えていらっしゃる。水道料金の抑制も取り組みを検討しているということでご答弁いただいていたのですが、その後の進捗について伺います。

〔谷村水道課参事挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 令和5年度のこの決算の中だけでいくと水道ビジョンに盛り込めるものの資料を集めている状況になっていますので、何をというか。まず言えることと言えば緊急連絡管については通水を終えています。そして本来であれば安平の市街まで持って行きたい構想はあるのですが、現状としては緊急連絡管つないで追分からの水は安平工業団地の上までを通水するようにしています。安平工業団地内のポンプが今運転していない、止めている状況になっていますので、そのポンプにかかる電気料については抑制できているのかなと思っています。あとは広域化については、これもまだ何も話せないというわけでもないですが、以前道の方で各自治体の浄水場を共同利用してはどうだということで広域化の方針が示されたのですが、これはあくまでも浄水場集約シミュレーションの基本資料が提示されたというものだけであって、町としては道から今後協議の要望などがあれば情報共有はしていきたいと思っていますが、議員知っているところかと思いますが広域化に伴って負担金が発生してその結果、水道料金が大幅に増額になるといったことにはならないように広域化については、あくまでも現状は選択肢の一つと考えているところです。

〔三浦委員挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） では広域化に関してもやったらどうなるか、やらなかったらどうなるかの判断をして料金の抑制を図っていくというそのような考えでよろしいのだと思うのですが。こちら水道料金も上げなければいけないって前におっしゃっていたのですが、ここら辺ビジョンができてからどのタイミングでどのように議会や町民に説明をしていくのか、理解の得られる形でうまいことやっていけたらいいと思うのですが、そこら辺どのようなお考えでいらっしゃるか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 水道料金の改正のタイミングについてはこの議会の場でも説明しているとは思いますが、令和7年度にビジョンを策定して

8年度に住民そして議会への説明をした上で9年度から値上げをしていくスケジュール観を持っています。料金の抑制ということですが、これも昨年の決算の時に話したのかもしれませんが、水道の浄水場とか配水池とか埋まっている管とか全部50年以上経った古い老朽化した施設なものですから、そういったものの更新にかかる費用はこれからどんどん増えていきます。なので今一般会計から5年度は7700万貰って6年度はもっと増やして9000万近くまで貰っているのですよね。そういったところも考えると、現状の水道料金だけでは水道の安定した運営は行えないというところで、耐震化も考えていくと水道料金の値上げはこれはやむを得ないのかなと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 50年以上経っていたら仕方ないという点もありますけど、先ほどの質疑にも出てきていて水道料金を滞納するってよっぽどですよ。ねきっと水道大事だから。ここが止まるということは大分大変なのかなという部分も見受けられなくもないので、ご理解いただけるようにと生活しているようにというその帳尻をうまく合わせて料金設定を考えていただけたらと思いますが、最後にいかがですか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○副委員長（箱崎英輔君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 水道事業の経営ができるレベルまで持っていくとすれば、現状で言えば水道料金50%上げるとかそういう話になってしまいますので、そこは経営できるところまで料金の値上げをするのと、あとは実際に支払いができるのか、どこまでだったら支払い可能なのかというところも。そこが一番これから協議しながら料金設定は詰めていきたいと考えています。

○副委員長（箱崎英輔君） それでは暫時休憩します。

（暫時休憩）

（委員長副委員長交代）

○委員長（三浦恵美子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。水道事業会計について総括的な質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(三浦恵美子君) なければ質疑を終わります。
次に討論に入ります。本件に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(三浦恵美子君) 討論なしと認めます。それでは直ちに採決したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(三浦恵美子君) 異議なしと認め採決します。本委員会に付託されました認定第6号令和5年度安平町水道事業会計決算の認定については、審査の結果、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(三浦恵美子君) 異議なしと認めます。したがって認定第6号については審査の結果、認定すべきものと決定しました。

- 委員長(三浦恵美子君) 以上で本委員会に付託されました令和5年度安平町一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計の決算審査が終了しました。町長をはじめ職員の皆様、監査委員の皆様には本委員会の議事運営に特段のご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。これより委員会において審査意見の取りまとめを行いますので、説明員の皆様はここでご退席をいただきますと思います。大変お疲れ様でした。暫時休憩します。

(暫時休憩)

(説明員退室)

◎ 委員長あいさつ及び取りまとめと閉会宣告

○委員長（三浦恵美子君） 休憩前に引き続き委員会を再開します。委員の皆様、2日間にわたってご審議大変お疲れ様でした。これから今回の委員会の審査報告を副委員長と取りまとめ12月定例議会にご報告することになりますが、皆様から報告書に記載すべきご意見がありましたらお聞きしたいと思います。ご意見などはありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（三浦恵美子君） よろしいですか。それでは本委員会に付託された事件の審査が全て終了しましたので委員会を閉じさせていただきます。以上をもちまして決算審査特別委員会を閉会します。皆様大変お疲れ様でした。

閉会 午後4時49分

会議の経過を記録してその相違ない事を証するため、安平町議会委員会条例第26条第1項及び安平町議会会議規則第123条の規定を準用し、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

署名委員

署名委員
